

手話通訳士認定試験制度の 在り方検討委員会

報 告 書

平成10年4月

社会福祉法人
聴力障害者情報文化センター
〒106-0022
東京都新宿区新宿1-23-1

目 次

I.	手話通訳士認定試験制度の在り方検討結果報告	
	1. はじめに	1
	2. 手話通訳士認定試験の現状分析	
	2-1 受験者数と合格者数の動向	3
	2-2 合格者の都道府県別状況	5
	2-3 試験実施会場	8
	2-4 一次試験の実施方法及び出題範囲	9
	2-5 二次試験の実施方法	11
	2-6 二次試験の出題範囲及び採点評価	13
	3. 手話通訳士認定試験の在り方	
	3-1 試験の実施会場の見直し	15
	3-2 一次試験内容の見直し	16
	3-3 二次試験内容の見直し	17
	4. 手話通訳を取り巻く課題	19
	5. おわりに	20
II.	手話通訳士認定試験制度在り方検討委員	21
III.	検討委員会開催記録	21
IV.	資料編	
	1. 世界の手話通訳の現状	25
	2. 諸外国の手話通訳者養成の現状	27
	3. 「手話奉仕員養成カリキュラム検討会」の一部紹介	38
	4. 第9回 手話通訳士試験問題（一次試験）	51

I. 手話通訳士認定試験制度の在り方検討結果報告

1. はじめに

わが国の障害者保健福祉施策は、平成7年12月に策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を中心として、推進されています。この「障害者プラン」は、平成5年度から14年度までを計画年とする「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策の実施計画であり、また、国際的には、同期間を計画年とする「アジア太平洋障害者の十年」の行動課題とも重なるものであります。

「障害者プラン」は7つの視点から施策の推進を図るとされていますが、その第一番目の視点である「地域で共に生活するために」の中で、社会参加を推進するために『障害者にとって最も身近な市町村に手話通訳者を設置すること』や『手話通訳者その他専門的知識・技能を有する者の養成・確保を図る』等が挙げられました。

また、今後の障害保健福祉施策のあり方について、介護保険制度との関連に留意しつつ、特にその総合化の観点から全般的な検討を行うため、平成8年10月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会、及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会に合同企画分科会が設置され、その中間報告が平成9年12月に発表されました。

同中間報告書においても、障害特性に応じた専門職として『手話通訳者』が挙げられ、『それぞれの専門職がその知識・技術を高めていくためには、生涯研修体制を整備することの重要性』が明記されるとともに、『コミュニケーションや情報保障のための手話通訳等の充実・強化』について検討すべきとされました。

平成元年に手話通訳士認定試験制度が開始されて以来、試験回数は9回を数え、制度として10年の節目を迎えました。

しかし、その合格者は約900名にとどまっています。手話通訳士の役割についても、手話通訳者との関連において専門性を考慮したものとなることを期待されているところです。さらに、手話通訳士が担うべき業務範囲の明確化と職域の開拓についての取り組みも必要とされております。

このような中で、平成9年11月に厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課社会参加推進室に「手話奉仕員養成カリキュラム等検討会」が設置され、手話奉仕員の養成に当たって一定の水準を確保するとともに、体系的な養

成を図るため、養成に必要な教科や実技指導などのカリキュラムが検討されました。その結果、平成10年度からは、手話奉仕員養成事業が、手話で日常会話ができる「手話奉仕員」の養成と、手話通訳ができる「手話通訳者」の養成とに区分して実施されることとなりました。

このような状況に鑑み、聴力障害者情報文化センターは「手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員会」を設置され、特に、試験の実施方法、試験科目、評価方法、手引書の作成等を含む手話通訳士試験の在り方、手話通訳士の確保と養成研修制度の在り方、更には、手話通訳士現任訓練等についての総合的な検討を行うよう要請されたのであります。

本検討委員会は、短期間の討論ではありましたが、ここにその結果を取り纏めましたので報告いたします。本報告を今後における手話通訳士認定試験の改善、手話通訳士の質的・量的向上等の資に供せられ、聴覚障害者のコミュニケーションと情報保障の一層の充実に努められるよう期待いたします。

平成10年4月

委員長 板山賢治

2. 手話通訳士認定試験の現状分析

2-1 受験者数と合格者数の動向

(1) 受験者数と合格者の推移

手話通訳士認定試験制度発足（平成元年）以来、これまで毎年1回計9回の手話通訳士試験を実施してきた。その結果、延べ5,217名が受験し、893名が合格している。表1はこれまでの受験者数と合格者数をまとめたものである。

一次試験合格率は、約50%台を推移しているのに対し、二次試験の合格率は、全体的に下がる傾向が伺えたが、第9回において、やや上昇している。受験者総数に対する合格率でみると、20%台を切っている。

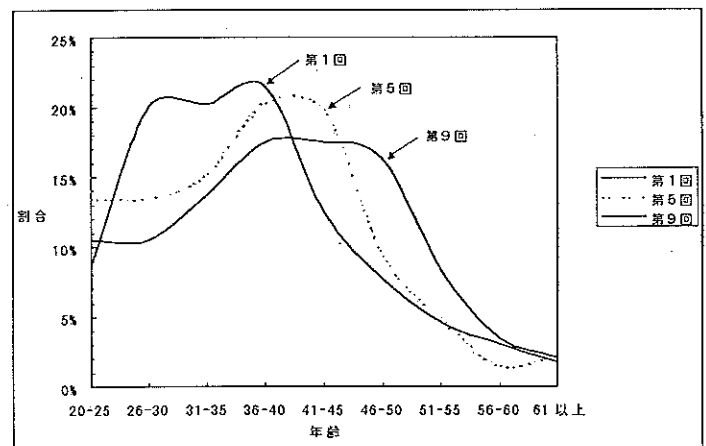
（表1 受験者数と合格者数の推移）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	累計	
申込者数	1,154	693	574	445	409	461	554	647	668	5,605	
一次試験	予定者	1,154	393	262	283	282	330	359	410	423	3,896
	受験者	1,097	372	250	267	264	309	333	379	397	3,668
	合格者	609	185	125	140	146	202	188	196	238	2,029
	合格率	55.5	49.7	50.0	52.4	55.3	65.4	56.5	51.7	59.9	55.3
二次試験	予定者	609	485	437	302	273	333	383	433	483	3,738
	受験者	594	453	416	284	260	323	365	423	460	3,578
	合格者	197	124	111	81	93	70	74	57	86	893
	合格率	33.2	27.4	26.7	28.5	35.8	21.7	20.3	13.5	18.7	25.0
受験者総数	1,082	640	541	411	378	430	510	606	619	5,217	
最終合格率	18.2	19.4	20.5	19.7	24.6	16.3	14.5	9.4	13.9	17.1	

(2) 受験申込者の年齢推移

受験者の年齢構成では、20歳代から40歳代までが約8割強を占めており、受験者層の年代は、若年層から中年層に移行している。（図1）

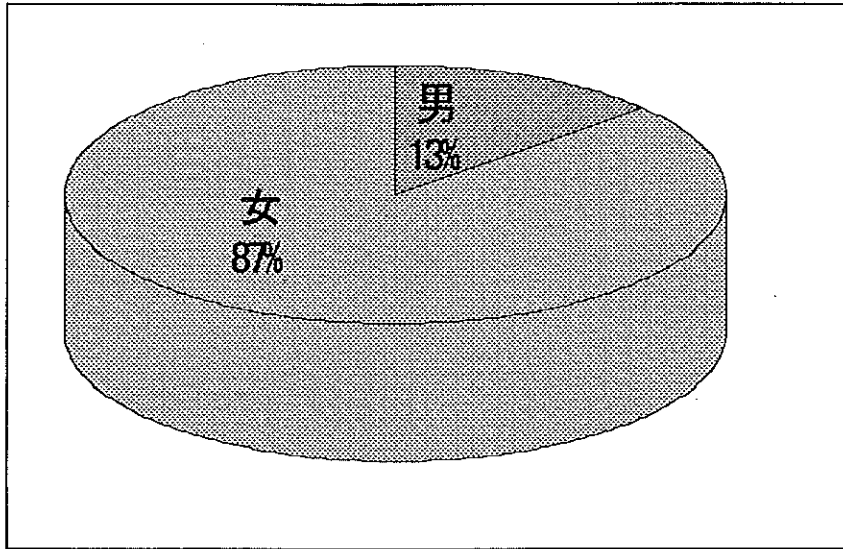
（図1 受験申込者の年齢推移）



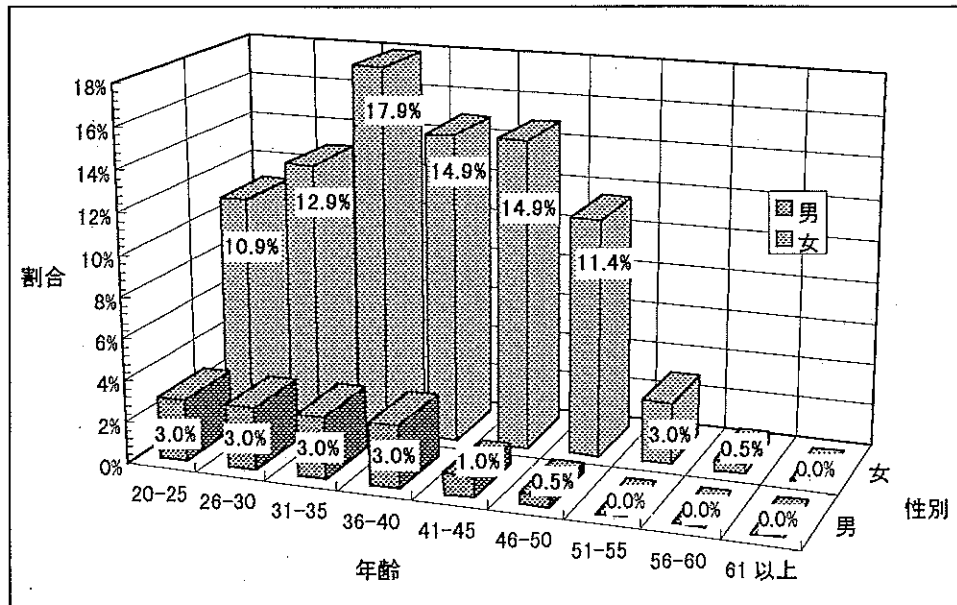
(3) 合格者の男女比

合格者の男女比率については、男性が約1割、女性が約9割(図2)であり、女性については、30歳代から40歳代前半で約5割を占めている。(図3)

(図2 合格者の男女別割合)



(図3 合格者の性・年齢別割合)



2-2 合格者の都道府県別状況

合格者 893 名の都道府県別分布状況は表 2 のとおりであり、最も合格者数の多い都道府県は、東京都（220 名）であり、逆に最も少ない県は山形県（1 名）となっており、合格者数においては、地域差が生じている現状が伺える。

（表 2 都道府県別合格者数）

都道府県名	合格者数	都道府県名	合格者数	都道府県名	合格者数
北海道	14	岐阜県	9	佐賀県	2
青森県	13	静岡県	12	長崎県	10
岩手県	2	愛知県	16	熊本県	10
宮城県	4	三重県	14	大分県	6
秋田県	5	滋賀県	4	宮崎県	7
山形県	1	京都府	24	鹿児島県	9
福島県	14	大阪府	45	沖縄県	4
茨城県	5	兵庫県	23	札幌市	17
栃木県	4	奈良県	14	仙台市	7
群馬県	17	和歌山県	14	千葉市	3
埼玉県	57	鳥取県	5	横浜市	25
千葉県	14	島根県	5	川崎市	16
東京都	220	岡山県	13	名古屋市	5
神奈川県	47	広島県	9	京都市	29
新潟県	5	山口県	8	大阪市	6
富山県	8	徳島県	6	神戸市	9
石川県	11	香川県	5	広島市	7
福井県	3	愛媛県	5	北九州市	4
山梨県	5	高知県	5	福岡市	10
長野県	15	福岡県	7	合計	893

表3は、都道府県別延べ受験者数に対する合格者数及び合格率を示したものである。これら表2及び表3より、次のことが言える。

- (1) 合格者数においては地域差が生じ、都市部に集中する傾向が伺える。
- (2) 合格率においても、かなりの地域差が生じている。
- (3) 合格者数、合格率の地域差が生じている要因として、以下のことが考えられる。
 - ①手話通訳指導者の質・量の地域差
 - ②手話通訳技能習得の機会等の地域差
 - ③手話通訳士試験の受験の機会の地域差(試験実施会場の問題)

(表3 都道府県別合格率)

都道府県	延べ一次受験者	延べ二次受験者数	延べ受験者数	合格者数	合格率
1 北海道	50	36	86	14	16.28%
2 青森県	76	71	147	13	8.84%
3 岩手県	42	25	67	2	2.99%
4 宮城県	26	4	30	4	13.33%
5 秋田県	20	22	42	5	11.90%
6 山形県	37	40	77	1	1.30%
7 福島県	56	55	111	14	12.61%
8 茨城県	36	39	75	5	6.67%
9 栃木県	32	31	63	4	6.35%
10 群馬県	53	64	117	17	14.53%
11 埼玉県	209	191	400	57	14.25%
12 千葉県	76	74	150	14	9.33%
13 東京都	743	764	1,570	220	14.60%
14 神奈川県	141	154	295	47	15.93%
15 新潟県	35	34	69	5	7.25%
16 富山県	21	27	48	8	16.67%
17 石川県	38	49	87	11	12.64%
18 福井県	11	8	19	3	15.79%
19 山梨県	10	20	30	5	16.67%
20 長野県	45	45	90	15	16.67%
21 岐阜県	35	40	75	9	12.00%
22 静岡県	61	72	133	12	9.02%
23 愛知県	77	73	150	16	10.67%
24 三重県	64	66	130	14	10.77%
25 滋賀県	31	31	62	4	6.45%
26 京都府	128	109	237	24	10.13%
27 大阪府	170	162	332	45	13.55%
28 兵庫県	95	93	188	23	12.23%
29 奈良県	57	73	130	14	10.77%
30 和歌山県	56	49	105	14	13.33%
31 鳥取県	14	14	28	5	17.86%
32 島根県	17	12	29	5	17.24%
33 岡山県	34	35	69	13	18.84%
34 広島県	22	33	55	9	16.36%
35 山口県	35	44	79	8	10.13%
36 徳島県	42	25	67	6	8.96%
37 香川県	23	23	46	5	10.87%
38 愛媛県	39	40	79	5	6.33%
39 高知県	17	22	39	5	12.82%
40 福岡県	79	41	120	7	5.83%
41 佐賀県	33	22	55	2	3.64%
42 長崎県	99	93	192	10	5.21%
43 熊本県	49	49	98	10	10.20%
44 大分県	33	31	64	6	9.38%
45 宮崎県	84	62	146	7	4.79%
46 鹿児島県	55	53	108	9	8.33%
47 沖縄県	22	10	32	4	12.50%
48 札幌市	37	35	72	17	23.61%
49 仙台市	26	24	50	7	14.00%
50 千葉市	8	8	16	3	18.75%
51 横浜市	84	72	156	25	16.03%
52 川崎市	30	35	65	16	24.62%
53 名古屋市	24	32	56	5	8.93%
54 京都市	56	70	126	29	23.02%
55 大阪市	34	25	59	6	10.17%
56 神戸市	46	59	105	9	8.57%
57 広島市	25	31	56	7	12.50%
58 北九州市	21	19	40	4	10.00%
59 福岡市	49	38	87	10	11.49%
合計	3,668	3,578	7,246	893	12.32%

2-3 試験実施会場

試験は、毎年一次試験（筆記試験）と二次試験（実技試験）を実施している。

一次試験は概ね10月下旬に実施し、一次試験に合格した者が二次試験を受験することができる。二次試験は概ね11月下旬に実施している。

これまでの一次試験、二次試験の開催地と受験者数は、表4のとおりでありある。

現在、一次試験は、東京、大阪、熊本の3会場で実施し、二次試験は、東京、大阪の2会場で実施している。

(表4 試験会場別受験者数)

		青森会場	東京会場	大阪会場	熊本会場	合計
第1回	一次試験	84	457	398	158	1,097
	二次試験	—	305	286	—	594
第2回	一次試験	35	149	125	63	372
	二次試験	—	219	234	—	453
第3回	一次試験	—	144	70	36	250
	二次試験	—	212	204	—	416
第4回	一次試験	—	141	83	43	267
	二次試験	—	159	125	—	284
第5回	一次試験	—	153	72	39	264
	二次試験	—	154	106	—	260
第6回	一次試験	—	193	79	37	309
	二次試験	—	200	123	—	323
第7回	一次試験	—	181	114	38	333
	二次試験	—	211	154	—	365
第8回	一次試験	—	211	117	51	379
	二次試験	—	241	182	—	423
第9回	一次試験	—	221	98	78	397
	二次試験	—	263	197	—	460

(注) 青森会場（一次試験会場）については、第1回及び第2回の計2回実施したが、いずれも、出願者数の1割を切る受験率であったため、第3回より青森会場を閉鎖した。

2-4 一次試験の実施方法及び出題範囲（試験会場；東京，大阪，熊本）

一次試験は、5科目について行い、各科目とも四肢択一のマークシート方式を採用している。なお、試験問題作成は、各科目毎に委嘱した複数の試験委員により、各委員20問以上作成したものの中から、各科目20ずつ委員長及び副委員長が決定する方式を採用している。

表5は各科目の出題数と試験時間、表6は各科目の出題範囲を示したものである。

（表5 出題数と試験時間）

試験科目	出題数	試験時間
ことばのしくみ	20	45分
国語	20	45分
聴覚障害者と社会	20	45分
手話通訳のあり方	20	45分
手話の基礎知識	20	30分

（表6 出題範囲）

試験科目	出題範囲
ことばのしくみ	(1) 基礎分野 ①音韻のしくみ（音素，対立，相補分布など） ②語のしくみと意味（品詞，形態論，語形変化など） ③文のしくみと意味（主語，述語，補文など） (2) 応用分野 ①ことばの習得（語彙や文の習得など） ②ことばと社会（ことばの変種など）
国語	(1) 発音・アクセント (2) 文字 漢字と仮名，漢字の音訓，表記法など (3) 意味 単語の使い分け，同音異義語，外来語，慣用句など (4) 敬語 尊敬語，謙讓語，丁寧語の使い分けなど (5) 文章読解 新聞・雑誌等の文章の読解や要約など

試験科目	出題範囲
聴覚障害者と社会	<p>(1) 聴覚障害者の社会参加</p> <p>①聴覚障害者の教育（学校教育，職業教育，生涯教育など）</p> <p>②聴覚障害者のリハビリテーション（医学，社会，心理，職業など）</p> <p>③聴覚障害者と社会的成熟（聴覚の障害が社会生活に及ぼす影響など）</p> <p>(2) 聴覚障害の基礎知識</p> <p>①聴覚の構造（伝音機構，感音機構など）</p> <p>②聴覚障害の程度と原因（聾，難聴，障害の原因など）</p> <p>③音と補聴器（音の三要素，デシベル，Hz，聴器の構造など）</p> <p>④聴覚障害者のコミュニケーション方法（手話，口話，筆談など）</p> <p>⑤聴覚障害児の言語習得（言語概念獲得前の聴覚障害児，言語概念獲得後の聴覚障害児など）</p>
手話通訳のあり方	<p>(1) 通訳の倫理と実際</p> <p>①コミュニケーション論（ノンバーバル・コミュニケーション，コミュニケーション専門家としての手話通訳者など）</p> <p>②手話通訳の方法と種類（同時通訳，逐次通訳，音声語から手話への通訳と手話から音声語への通訳など）</p> <p>③手話通訳者の役割（聴覚障害者のニーズと手話通訳者の倫理など）</p> <p>④手話通訳実施上の留意点（通訳内容に関する準備，指文字の使い方など）</p> <p>⑤手話通訳の技法（通訳時の言い換えの技法など）</p> <p>(2) 手話通訳者としての一般教養</p> <p>現代社会（時事問題，社会問題など）</p>
手話の基礎知識	<p>(1) 手話の基本的語句の理解</p> <p>日本で現在一般的に使用されている語句を写真で提示し，その意味を問う</p> <p>(2) 手話での基本会話</p> <p>公的機関での手続，病院での面接など手話による会話を写真で示し，その意味を問う</p>

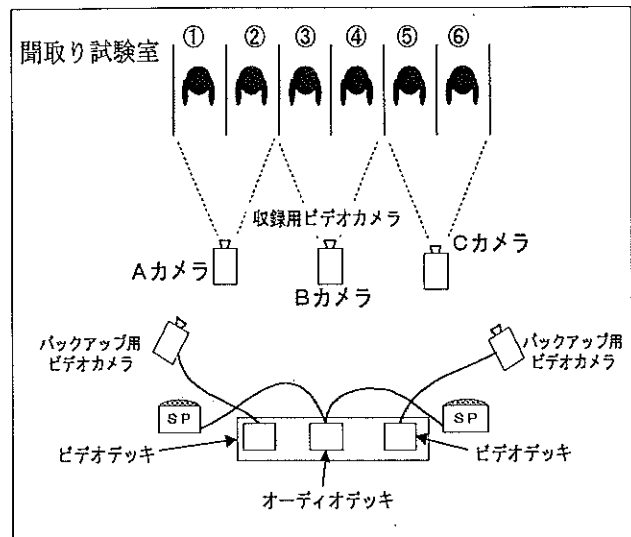
2-5 二次試験の実施方法（試験会場；東京，大阪）

二次試験は、聞取り通訳試験（日本語から手話への通訳），口頭通訳試験（手話から日本語への通訳），筆記通訳試験（手話から日本語への筆記通訳）の3科目を実施している。

各科目の実施方法は次のとおりである。

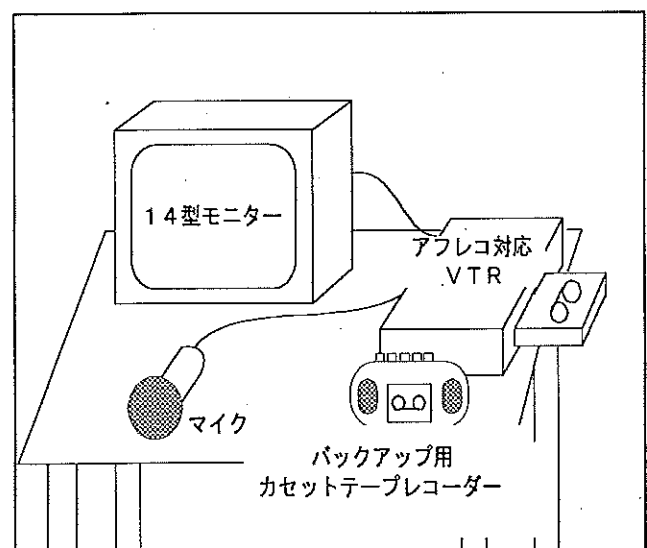
(1) 聞取り通訳試験

- ① 受験者6名が、1.2 m間隔で仕切られたボックス内に入る。
- ② 受験者の正面に設置されたスピーカーから試験問題が提示される。
- ③ 受験者はスピーカーから聞こえる音声を手話に通訳する。
- ④ 受験者が行っている手話を、受験者前方に設置したビデオカメラで音声と共に録音録画する。
- ⑤ 各受験者の公平性を保つため、会場の設営方法（仕切り間の距離，カメラまでの距離，アングルサイズ等），使用機材は，東京，大阪会場とも統一している。



(2) 口頭通訳試験

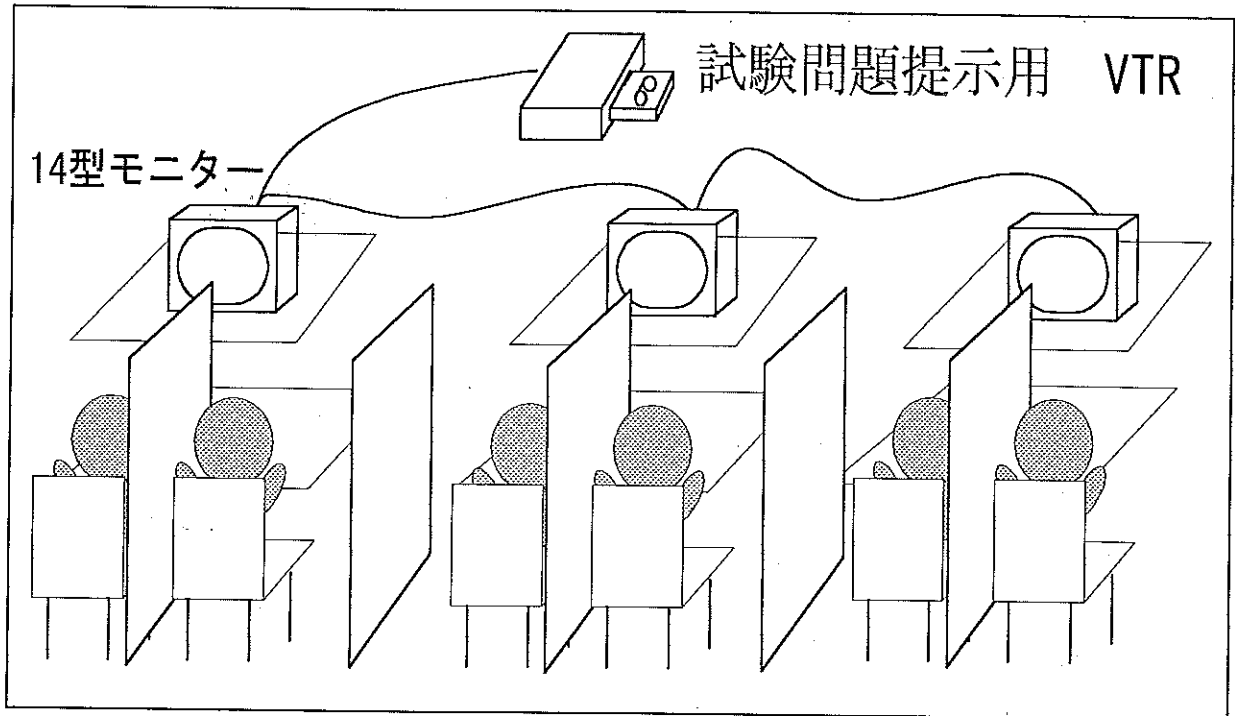
- ① 受験者一人一人個室で実施する。
- ② 受験者の正面に設置されたテレビモニターに，試験の説明，テーマが提示され，その後2分程度の試験問題（聴覚障害者による手話表現）が提示される。
- ③ 受験者は，テレビ画面に映し出される聴覚障害者の手話を口頭通訳する。
- ④ 受験者が行った口頭通訳の音声は，聴覚障害者の手話と共に，ビデ



オテープ録音（アフターレコーディング）する。

- ⑤ 各受験者の公平性を保つため、会場の設営方法、使用機材は、東京、大阪会場とも統一している。

（3）筆記通訳試験



- ① 受験者6名が、それぞれ所定の座席に着席する。
- ② 各机の上には、受験者がメモをとるためのメモ用紙と解答を記入する解答用紙とが用意されている。
- ③ 受験者の正面に設置されたテレビモニターに、試験の説明、テーマが提示され、その後2分程度の試験問題（聴覚障害者による手話表現）が提示される。
- ④ 受験者は、問題を見ながら必要な箇所はメモをとる。
- ⑤ 問題の提示終了後、受験者は解答用紙に解答記入（清書）を行う。
- ⑥ 残り時間2分になった時点で、試験監督員が残り時間が2分になった旨アナウンスする。
- ⑦ 10分が経過した時点で、試験監督員が試験時間終了である旨アナウンスする。
- ⑧ 各受験者の公平性を保つため、会場の設営方法、使用機材は、東京、大阪会場とも統一している。

2-6 二次試験の出題範囲及び採点評価

- (1) 二次試験問題は、講演、相談、医療、文化活動等のそれぞれの模擬場面をテープレコーダー、ビデオで提示して実技試験を行う。
- (2) 各科目の採点評価のポイントは表7のとおりである。
- (3) 評価は、複数の試験委員（ろう者を含む）が、表8の方法により行っている。

(表7 実技試験の採点評価のポイント)

科 目	採 点 評 価 の ポ イ ン ト
聞取り通訳試験	<p>採点は、通訳の正確さの評価と手話表現の技能評価を併用する。 技能評価は、次の各項目について行う。</p> <p>ア 表現力 表現がわかりやすく、語句の選択が適切であり、動作に緩急・強弱などを加えて描写できるか。</p> <p>イ 円滑性 表現全体を通して流れが滑らかで、間の取り方が適切であるか。</p> <p>ウ 速 さ 手話表現が音声語から時間的にずれすぎないか。</p> <p>エ 態 度 視線、身のこなし、伝達への意欲など通訳するときの態度が良好か。</p>
口頭通訳試験	<p>採点は、通訳の正確さの評価と口頭での表現能力の評価を併用する。 表現能力は、次の各項目について行う。</p> <p>ア 表現力 手話の強弱等ニュアンスも含めて正しく音声語に反映して表現しているか。</p> <p>イ 速 さ 音声表現が手話から時間的にずれすぎないか。</p> <p>ウ 明瞭性 発音・発語が明瞭で、聞き取りやすいか。</p>
筆記通訳試験	<p>採点は、通訳の正確さの評価と文章表現の適切さについての評価を併用する。 文章表現の適切さについては、次の各項目について行う。</p> <p>ア 表現力 使用語彙が適切で、文脈のつながりが適切か。</p> <p>イ 記述力 誤字・脱字がないか。</p>

(表8 二次試験の評価方法)

段 階	基 準	備 考
問題作成方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 話題（問題文）がそれぞれのメッセージに合った「起承転結」の意味的まとまりになっていること。 2. 話題の内容は、模擬場面のテーマに沿って、表現者本人の考え、経験、体験に基づき作成する。 3. 地域性を排除するため、ローカル的な固有名詞等を示す表現は避ける。 4. 問題文の各センテンスに、チェックポイントを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳には、メッセージを伝える能力が求められる。 その為、問題の内容が、起承転結の形式になっていることが必要である。 ・話題の表現者（ろう者）は特定の地域、年齢、性別、学歴等に偏る事がないよう留意し、実技試験委員会において推薦し、協力依頼を行う。 ・話題提示者が納得できるまでカメラ撮りを繰り返す。 (緊張による不自然さの排除) ・実技試験委員会において、収録した各話題の中から問題を選定する。
評価方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. メッセージが通じているか否かの評価 2. 表現力、速さ、円滑性、態度、明瞭性、記述力の評価。 3. チェックポイントの評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起承転結の同一性。 ・通訳内容の正確さ。
主観性の排除方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一人の受験者に対し、6名の試験委員（ろう者を含む）がそれぞれ個別評価採点を行う。 2. それぞれの評価項目を数値化し、算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各試験委員の評価に対し極端な差異（有意差）が認められる場合は、再度評価を行う。

3. 手話通訳士認定試験の在り方

3-1 試験の実施会場、実施時期の見直し

試験制度発足当初設定された手話通訳士の当面の必要確保数2,000名が、今日に至っても達成困難な現状に対し、以下の点が問題点として指摘された。

- (1) 受験者の利便性
- (2) 合格者数の地域格差

このうち、(1)の「受験者の利便性」に関する改善策として、受験者の費用負担の軽減等を図る具体案として以下が提言された。

- ① 一次試験は、法人格を持つ聴覚障害者情報提供施設などに実施を委託し、二次試験はブロック単位で実施する等により受験者の交通費等の費用軽減と受験者数の増加を図る。
- ② 一次試験と二次試験を連続して実施し、受験者の交通費等の費用軽減と受験者数の増加を図る。
- ③ ②の方法により、試験の実施時期を年度後半に移すことが可能となる。
- ④ 全米手話通訳者協会(RID, Registry of Interpreters for the Deaf)の試験実施方法(筆記試験を全国一斉に行い、その後個別面接を地域毎に順次行う)を導入し、試験実施会場の地域格差の解消、受験者の交通費等の軽減を図る。

(2)の「合格者数の地域格差」に関する問題については、要因分析には至らなかったが、地域における手話通訳者の養成、特に指導者の技能水準のバラツキ、また、指導者不足等が指摘された。

また、通訳経験を重ねる場(機会)の多少が結果的に合格者数の地域格差につながるとの見解があった。

これらの問題については、今後、各市町村レベルで実施される「手話奉仕員養成事業」、各都道府県レベルで実施される「手話通訳者養成事業」

の効果に期待されるところである。

なお、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院の手話通訳士養成課程の見直し・検討の必要も指摘された。

3-2 一次試験内容の見直し

現行5科目の試験科目のうち、重複する部分の多い科目、また、現代社会において求められている知識を問う科目の新設など以下の点について指摘があった。

- ①「ことばのしくみ」の廃止
(「国語」と重複する部分があり、また、手話通訳を行う者の知識としての必要性、受験者の学習機会の不足等の理由による。)
- ②「社会常識」又は「社会福祉援助」等の科目の新設が必要とされる。
(通訳者として必要最低限の知識として一般社会における「社会常識」、福祉現場における「社会福祉概論」等に関する事項も必要であるとの理由による。)
- ③「聴覚障害者と社会」の出題範囲の見直しが必要。
(手話通訳を行う者には、聴覚障害者の社会参加の現状を理解しておくことが必要であるとの理由による。)
- ④「手話の基礎知識」の出題方法・出題範囲の見直し
(手話の語彙力等を問うための方法としては妥当であるが、写真を見て文章問題等の通訳を行う事は現実にはほとんどない。また、通訳経験3年以上の知識を問うレベルの内容にはなっていないとの理由による。)
- ⑤一次試験に関するテキストの作成
(参考書籍は紹介されているが、手話通訳士試験に照準を合わせたテキストではない等の理由による。)
- ⑥問題集の発行
(これまでの各科目の試験問題は、「問題集」として発行できる蓄積量は十分にあり、受験者にとって参考となりうるとの理由による。)

3-3 二次試験内容の見直し

一次試験合格率に対し、二次試験合格率が極端に低い理由として以下の問題点が指摘された。

- ① 現行の二次試験は、通常に通訳場面ではなく、カメラ等機器に向かって行う等、試験会場という特殊な状況下で行われるため、受験者に動揺、戸惑い、緊張が生じ、十分な実力を発揮できない状況にあるのではないか。
- ② 聞取り通訳試験においては、通訳を必要とする聴覚障害者の生育歴、学歴、言語能力（手話・日本語）等が明確にされないため、手話表現が不安定になり易く、結果的に十分な実力を発揮できない点が想定される。
- ③ 口頭通訳試験においては、問題提示者（聴覚障害者）に関する情報が与えられない状況下の読取り通訳であるため、結果的に十分な実力を発揮できない点が想定される。
- ④ 筆記通訳試験においては、問題提示者（聴覚障害者）に関する情報が与えられない状況下の読取りであり、かつ、画面を見ながらメモをとる等、通常と異なる特殊な状況の場面設定で試験が実施されている。

上記①～④の指摘事項に対し次の見直し案が提言された。

(1) 聞取り通訳試験

- ① 問題提示前に、対象がどのような聴覚障害者であるか等の情報（予備知識）を受験者に与える。
- ② 問題提示前に、模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与える。

(2) 口頭通訳試験

- ① 問題提示前に、対象となる聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与える。
- ② 問題提示前に、模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与える。

(3) 筆記通訳試験

- ① 問題提示前に、手話問題を提示する聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与える。
- ② 問題提示前に、模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与える。
- ③ 問題提示を幾つかのパートに分け、メモをとるための一時停止時間を設ける。
- ④ 筆記通訳試験は、手話を見ながらメモをとる等、通常と異なる特殊な状況下での通訳であることに鑑み、筆記通訳試験を廃止する。

ただし、手話通訳士の現任研修あるいは専門研修の場で、筆記通訳に関する技能研修を行う。

4. 手話通訳を取り巻く課題

手話通訳士の現状を取り巻く課題として、特に次の諸点について提言がなされた。

- (1) 社会情勢の変化に鑑み、10年前に設定した手話通訳士の必要確保数(2,000名)を見直し、手話通訳のニーズの的確な把握をもとに、新たに検討する必要がある。

手話通訳士、手話通訳者等と役割分担を考慮した目標必要確保数を策定し、その養成について推進する必要がある。

- (2) 手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員の区分け(整理)が、今日まで不十分であったことである。

しかしながら、厚生省における「手話奉仕員養成カリキュラム検討会」の検討結果により、これらの区分けが明確化されたので今後、厚生省における「障害者の明るいくらし」促進事業による手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成事業等により、これらの養成が推進されることに期待する。

- (3) 手話通訳士に求められる専門性、その行う業務の必要性、特に聴覚障害者一人ひとりの人権(教育、医療、裁判、財産管理、福祉、政見放送等)に伴う分野における専門性とその業務責任を確立する必要がある。そのためには、専門職としての制度的位置づけ、モラル、また、それに必要な現任訓練等の専門研修の実施が不可欠である。

- (4) 手話通訳士の資格が任用資格として位置づけられていない。特に、自治体における認識が異なる等の問題がある。

従って、関係機関(公的諸機関、聴覚障害者情報提供施設等)と連携し、これに必要な体制づくりを促進する必要がある。

- (5) 手話通訳士の養成に当たっては、手話通訳士養成カリキュラム、手話通訳士養成テキスト等の作成に向けての調査研究及びその推進を図る必要がある。

- (6) 全日本聾啞連盟等聴覚障害者団体による手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員等の果たす役割の重要性、意識等に関するソーシャルアクションの展開が強く期待されている。

5. おわりに

本委員会の検討結果のうち、3の「手話通訳士認定試験の在り方」で指摘された問題点及びその解決案として提言された項目については、試験実施機関である聴力障害者情報文化センター及び、手話通訳士試験委員会において、具体的な検討を進め、実施可能な部分については、早急な対応が望まれる。

また、4の「手話通訳を取り巻く課題」については、厚生省をはじめ、全日本聾啞連盟をはじめとする聴覚障害者団体、日本手話通訳士協会、全国手話通訳問題研究会、聴覚障害者情報提供施設と連携を図りながら、その改善に務める必要がある。

以上、試験実施機関である社会福祉法人聴力障害者情報文化センター並びに厚生省に対し、本報告書をもって手話通訳士認定試験の改善方策として報告するものである。

Ⅱ. 手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員

委員長	板山 賢治	日本障害者リハビリテーション協会	副会長
委員	小川 仁	文京女子大学	教授
	鈴木真喜男	いわき明星大学	教授
	植村 英晴	日本社会事業大学 社会事業研究所	助教授
	貞広 邦彦	トット文化館	館長
	安藤 豊喜	全日本聾唖連盟	理事長
	河合 知義	日本手話通訳士協会	理事
	近藤 幸一	全国手話通訳問題研究会	事務局長
	三友 敬太	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 社会参加推進室	室長
	奥野 英子	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 障害福祉専門官	

Ⅲ. 検討委員会開催記録

- 第1回 平成10年1月 9日(金) 14:00~16:00
議題「試験制度の評価と今後の課題について」
- 第2回 平成10年1月30日(金) 10:30~12:30
議題「試験科目, 問題レベル, テキスト等について」
- 第3回 平成10年2月27日(金) 10:30~12:30
議題「手話通訳士の確保と養成研修について」
- 第4回 平成10年3月17日(火) 14:30~16:45
議題「受験者対策・現任研修等について」
- 第5回 平成10年4月 3日(金) 14:00~16:00
議題「検討結果考察」

IV. 資料編

1. 世界の手話通訳の現状

2. 諸外国の手話通訳者養成の現状

- (1) アメリカ
- (2) ベルギー
- (3) デンマーク
- (4) イギリス
- (5) フィンランド
- (6) フランス
- (7) ドイツ
- (8) ギリシャ
- (9) アイルランド
- (10) イタリア
- (11) スペイン
- (12) スイス
- (13) スウェーデン

3. 「手話奉仕員養成カリキュラム検討会」の一部紹介

- (1) 手話奉仕員養成等の骨格について
- (2) 手話奉仕員等養成カリキュラム

提供 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課社会参加推進室

4. 平成9年度手話通訳士試験問題（一次試験）

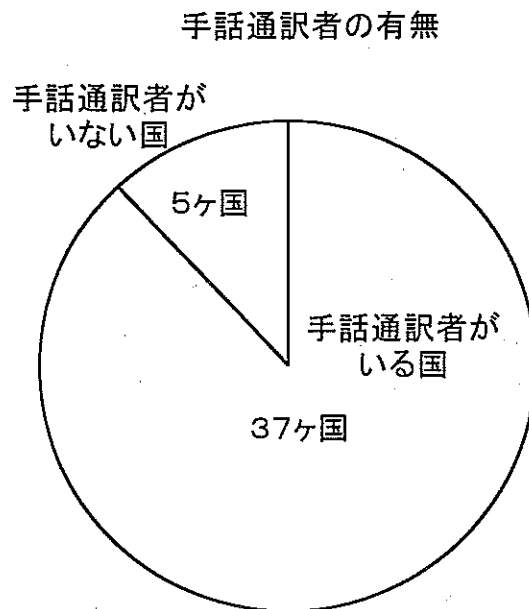
- (1) ことばのしくみ
- (2) 国語
- (3) 聴覚障害者と社会
- (4) 手話通訳のあり方
- (5) 手話の基礎知識

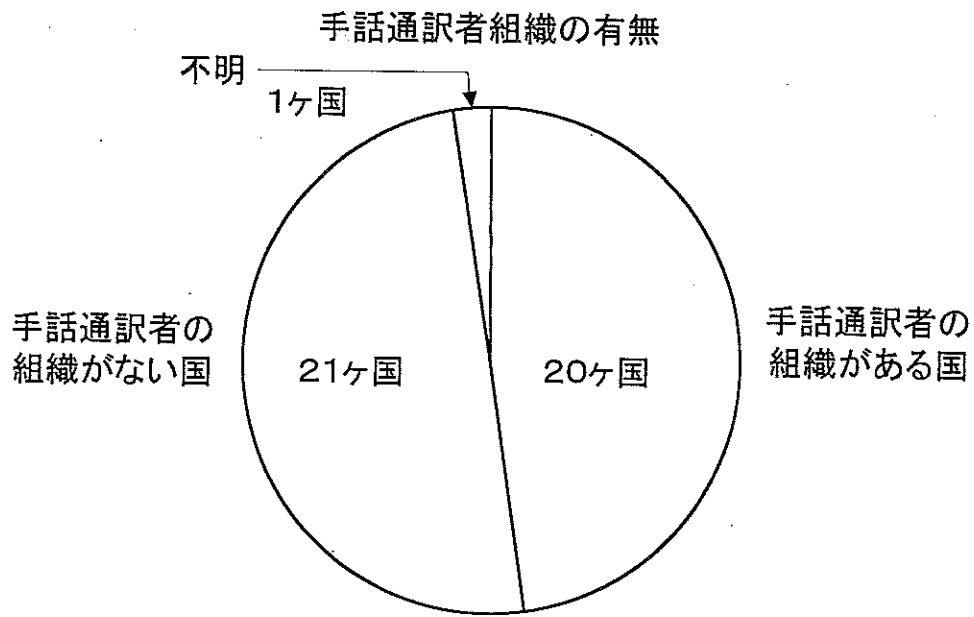
1. 世界の手話通訳の現状

1989年4月に世界ろう者連盟が加盟70ヶ国のろう者連盟に対してアンケート調査を実施した。

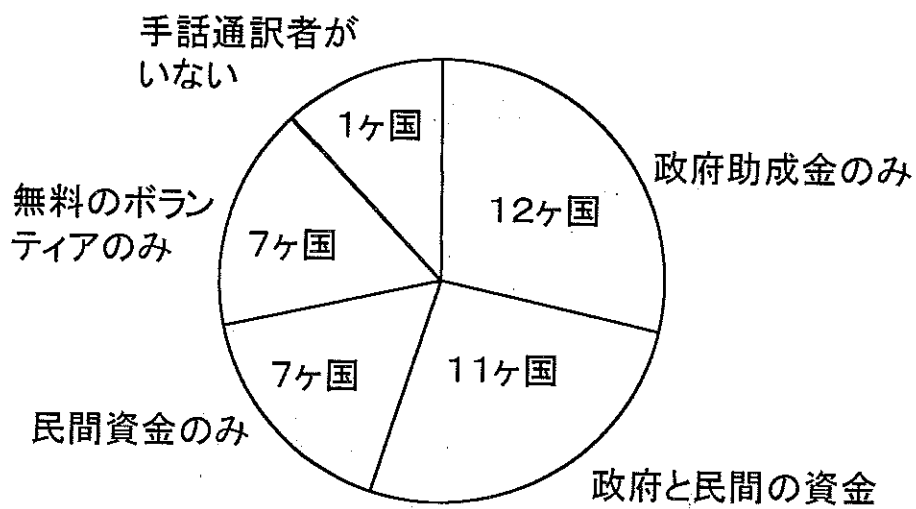
その結果、42ヶ国から回答があった。以下の表及びグラフはその結果の一部をまとめたものである。

	ある	ない	時々
裁判で手話通訳配置の法律があるか否か	22	15	5
手話通訳付きで高等教育が受けられるか否か	13	20	9
公的行事に手話通訳が付くか否か	9	23	10
職業訓練専門職の手話知識の義務付けがあるか否か	6	33	3
社会福祉専門職の手話知識の義務付けがあるか否か	8	31	3
精神保健専門職の手話知識の義務付けがあるか否か	5	35	2





手話通訳費用の負担



データ出典 世界ろう者連盟アンケート調査1989年4月

(WFD Scientific Commission on Sign Language(1993) : Report on the Status of Sign Language)

2. 諸外国の手話通訳者養成の現状

(1) アメリカ

人口																
聴覚障害者数																
手話通訳者養成の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1965年 養成について検討開始。 ・ 1974年 全米手話通訳者訓練協会設立。 本格的養成の開始 <p>【設立目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格の無い手話通訳者の技術を向上させること。 ②各州に手話通訳者養成の教官を養成し、配置すること。 ③聴覚障害者に手話通訳サービスの利用方法を教えること。 ④十分な言語力のない聴覚障害者の手話通訳を行う人たちの訓練をすること。 															
手話通訳者養成の現状	<p>手話通訳養成プログラムのある学校（現在69校）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">プログラム修了者の学位</td> <td>大学院修士以上の学位</td> <td style="text-align: right;">4校</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">（手話通訳者養成プログラムの教官の養成を主な目的としている。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学卒業の学位</td> <td style="text-align: right;">14校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大卒業の学位</td> <td style="text-align: right;">38校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修了証明書のみ</td> <td style="text-align: right;">13校</td> </tr> </table>	プログラム修了者の学位	大学院修士以上の学位	4校		（手話通訳者養成プログラムの教官の養成を主な目的としている。）			大学卒業の学位	14校		短大卒業の学位	38校		修了証明書のみ	13校
プログラム修了者の学位	大学院修士以上の学位	4校														
	（手話通訳者養成プログラムの教官の養成を主な目的としている。）															
	大学卒業の学位	14校														
	短大卒業の学位	38校														
	修了証明書のみ	13校														
手話通訳の資格試験	<p>全米手話通訳者協会が認定試験を実施 (RID : Registry of Interpreters for the Deaf)</p> <p>資格の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全般手話通訳資格試験(Generalist Certification) ②聴覚障害者通訳資格試験(Certified Deaf Interpreter) ③口話通訳資格試験(Oral Interpreting Certification) ④法廷手話通訳資格(Specialist Certificate : Legal) 															
有資格者数	2,561人（1996年現在の有資格会員数）															

(2) ベルギー (フランダース地方)

人口	約 580万人
聴覚障害者数	約5,000人 (手話を使用する聴覚障害者の推定数)
手話通訳者養成の開始	1981年から開始。
手話通訳者養成の現状	手話通訳養成センターが実施。(2ヶ所) (メチェレン及びゲント)
	メチェレン 高等学校レベル。 (職業技術訓練センターに併設) 養成期間は3年間。
	ゲント 高等学校卒業が最低条件。 手話や聴覚障害についての知識は不要。
手話通訳の資格試験	
有資格者数	養成センターを72名が修了。 内 45名が手話通訳者として活動している。

(3) デンマーク

人口	約500万人							
聴覚障害者数	<table style="border: none;"> <tr> <td>重度の聴覚障害者</td> <td>約 5,000人</td> <td rowspan="3">} 推定</td> </tr> <tr> <td>難聴・中途失聴者</td> <td>約250,000人</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者</td> <td>約 200人</td> </tr> </table>	重度の聴覚障害者	約 5,000人	} 推定	難聴・中途失聴者	約250,000人	盲ろう者	約 200人
重度の聴覚障害者	約 5,000人	} 推定						
難聴・中途失聴者	約250,000人							
盲ろう者	約 200人							
手話通訳者養成の開始	1986年から開始。							
手話通訳者養成の現状	2年間の全日制。 入学者の30%が高等学校卒業者。 70%が10年間の初等教育以上を受けている。 主な内容 1年目 手話の学習 2年目以降 手話通訳の訓練							
手話通訳の資格試験								
有資格者数 (その他)	手話通訳者数 120名 5ヶ所の手話通訳派遣センターが24時間対応							

(4) イギリス

人口	約5,250万人
聴覚障害者数	約50,000人(手話を使用する聴覚障害者の推定数)
手話通訳者養成の開始	1986年から開始。
手話通訳者養成の現状	<p>1986年当初 5日間の手話通訳入門。 6ヶ月後(この間に研修課題が出される) 5日間の集中訓練。</p> <p>現在, さまざまな養成コースが開設されている。 (例) ①ダーラム大学(Durham University) 定時制手話通訳者養成コース ②王立ろう者施設 (Royal National Institute for Deaf People) 手話通訳者養成コース (5日間の理論と実技の集中訓練)</p>
手話通訳の資格試験	<p>1988年から開始 【試験内容】</p> <p>①イギリス手話を英語で筆記する。 (内容の記述)</p> <p>②イギリス手話から英語への通訳。 (公式場面と非公式場面)</p> <p>③英語からイギリス手話への通訳。 (公式場面と非公式場面)</p> <p>④役割場面での通訳。 (一般には面接や医療場面)</p> <p>⑤手話での討論。 (ろう者, 文化, 倫理綱領等に関する討論)</p>
有資格者数(その他)	<p>手話通訳者数 102名(合格率20~25%) 内 約50名が専任通訳者として就労</p>

(5) フィンランド

人口	約 500万人
聴覚障害者数	約5,000人(推定数)
手話通訳者養成の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・フィンランドろう者連盟が短期コースを開設。 ・1983年ツルク大学が1年間の養成コース開設。 ・1986年クオピオ大学が2年間の養成コース開設。 ・現在 上記大学において、3年間の養成コースを開設 フィンランドろう者連盟が運営に協力。
手話通訳者養成の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・各大学とも手話通訳者養成コースは2クラス。 (1クラス16~18人) ・女性が約9割を占める。 【カリキュラム】 <ul style="list-style-type: none"> ①手話 ②手話通訳 ③社会学 ④教育学 <div style="margin-left: 100px;"> } 各科目は } 理論と実践からなる </div>
手話通訳の資格試験	
有資格者数(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・1979年 手話通訳サービス開始。 ・1988年 障害者サービス支援法により手話通訳サービスを法的に保証。 ・全国17ヶ所に手話通訳者センターを設置。 (23人の手話通訳者が就労) ・登録手話通訳者は363人。 ・聴覚障害者は、1年間に120時間 ・盲ろう者は、1年間に240時間 <div style="margin-left: 100px;"> } 通訳サービスの保証あり </div>

(6) フランス

人口	約5,700万人
聴覚障害者数	約 300万人 (難聴者を含む推定数)
手話通訳者養成の開始	<ul style="list-style-type: none">・1987年 セラ(SERAC)で大学レベルの2年間の養成コースが始まる。・1994年 エシ大学で同様の養成コースが開始される。
手話通訳者養成の現状	<ul style="list-style-type: none">・セラの養成コースに入るためには、大学の教養課程修了とフランス語及び手話の能力が必要。養成コース修了者には、フランスろう者連盟と手話通訳者協会の連盟で修了証が授与される。・エシ大学の養成コース修了者に対しては、国が修了証を授与する。・リオン大学では、手話通訳経験者のための理論的な訓練を行う定時制コースが開設されている。
手話通訳の資格試験	
有資格者数(その他)	手話通訳者数 60名 専任の手話通訳者は少ない。

(7) ドイツ

人口	約8,033万人
聴覚障害者数	ろう者 約84,000人 難聴者 約1,100万人
手話通訳者養成の開始	1993年 ハンブルグ大学で開始。
手話通訳者養成の現状	<ul style="list-style-type: none">・大学レベルの4年間の養成コース。・希望するば、更に1年間のフォローアップ訓練を受けることができる。・手話通訳養成コース修了後、会議や法廷通訳コースを受講することができる。・上記コースのほか、手話通訳者として活動している人たちの通訳技能を高める手話通訳者養成コースがある。
手話通訳の資格試験	
有資格者数（その他）	<ul style="list-style-type: none">・手話は公式には認められていない。・聴覚障害者の手話通訳の権利も法的には認められていない。・法廷での手話通訳は認められているが、法律に基づくものではない。・手話通訳者数 約400名。

(8) ギリシャ

人口	約1,000万人
聴覚障害者数	聴覚障害者 約15,000人 盲ろう者 約 50人
手話通訳者養成の開始	
手話通訳者養成の現状	養成は行っていない。
手話通訳の資格試験	
有資格者数(その他)	<ul style="list-style-type: none">・21人の手話通訳者。(専任7人)・盲ろう者の通訳者1人。・聴覚障害者の通訳を受ける権利は、法的に明記されていない。・手話通訳者の倫理綱領はない。・手話通訳者派遣は、ろう学校や国立ろう者施設が非公式に行っている。

(9) アイルランド

人口	約350万人
聴覚障害者数	手話を使用する聴覚障害者 約4,000人(推定)
手話通訳者養成の開始	<ul style="list-style-type: none">・1992年 アイルランドろう者協会が2年間の大学レベルでの養成コースを開設。・1994年 王立ろう者施設がろう者協会と連携して6ヶ月の手話通訳者養成コースを開設。(現在閉鎖)
手話通訳者養成の現状	
手話通訳の資格試験	
有資格者数(その他)	<ul style="list-style-type: none">・35~40人の手話通訳者がいる。・手話通訳に関する法律はない。・政府機関, 法廷, 職業紹介等で手話通訳が用いられている。

(10) イタリア

人口	約5,700万人
聴覚障害者数	ろう者 45,000人 難聴・中途失聴者 150万人 盲ろう者 500人 } 推定
手話通訳者養成の開始	
手話通訳者養成の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアろう者連盟が2～3年の養成コースを開設。 ・週2～3日で1年間に360時間の実技と理論を指導。 ・養成コース修了試験あり。 (合格者は、イタリアろう者連盟が出版する手話通訳者名簿に掲載) ・高等学校卒業資格が入学条件。
手話通訳の資格試験	
有資格者数(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者数 300～400人。(推計) ・手話通訳依頼2通りある。 聴覚障害者が行う個人的依頼。(個人負担) 法律に基づいて権利との公的依頼。(公的支給)

(11) スペイン

人口	約3,900万人								
聴覚障害者数	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">手話を使用する聴覚障害者</td> <td style="padding-right: 10px;">約15万人</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">(推定)</td> </tr> <tr> <td>難聴者</td> <td>約90万人</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者</td> <td>約200人</td> </tr> </table>	手話を使用する聴覚障害者	約15万人	}	(推定)	難聴者	約90万人	盲ろう者	約200人
手話を使用する聴覚障害者	約15万人	}	(推定)						
難聴者	約90万人								
盲ろう者	約200人								
手話通訳者養成の開始	国が公的に認めた手話通訳者養成コースはない								
手話通訳者養成の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳サービス等の社会福祉は、17の地方自治が担当。(内容はそれぞれ異なる) ・カルタニア地方政府が開設した手話通訳者養成コース。(2年コースで200～700時間の課程) ・入学資格 18歳以上。 高等学校卒業。 聴覚障害者や運動機能障害がないこと。 								
手話通訳の資格試験									
有資格者数(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な登録制度がない。(約200人 推定) ・地方自治政府がそれぞれ、聴覚障害者に手話通訳を保証する法律を持っているが、財政的な理由からその実施が遅れている。 ・手話通訳サービスは、原則として公的に提供される。 								

(12) スイス

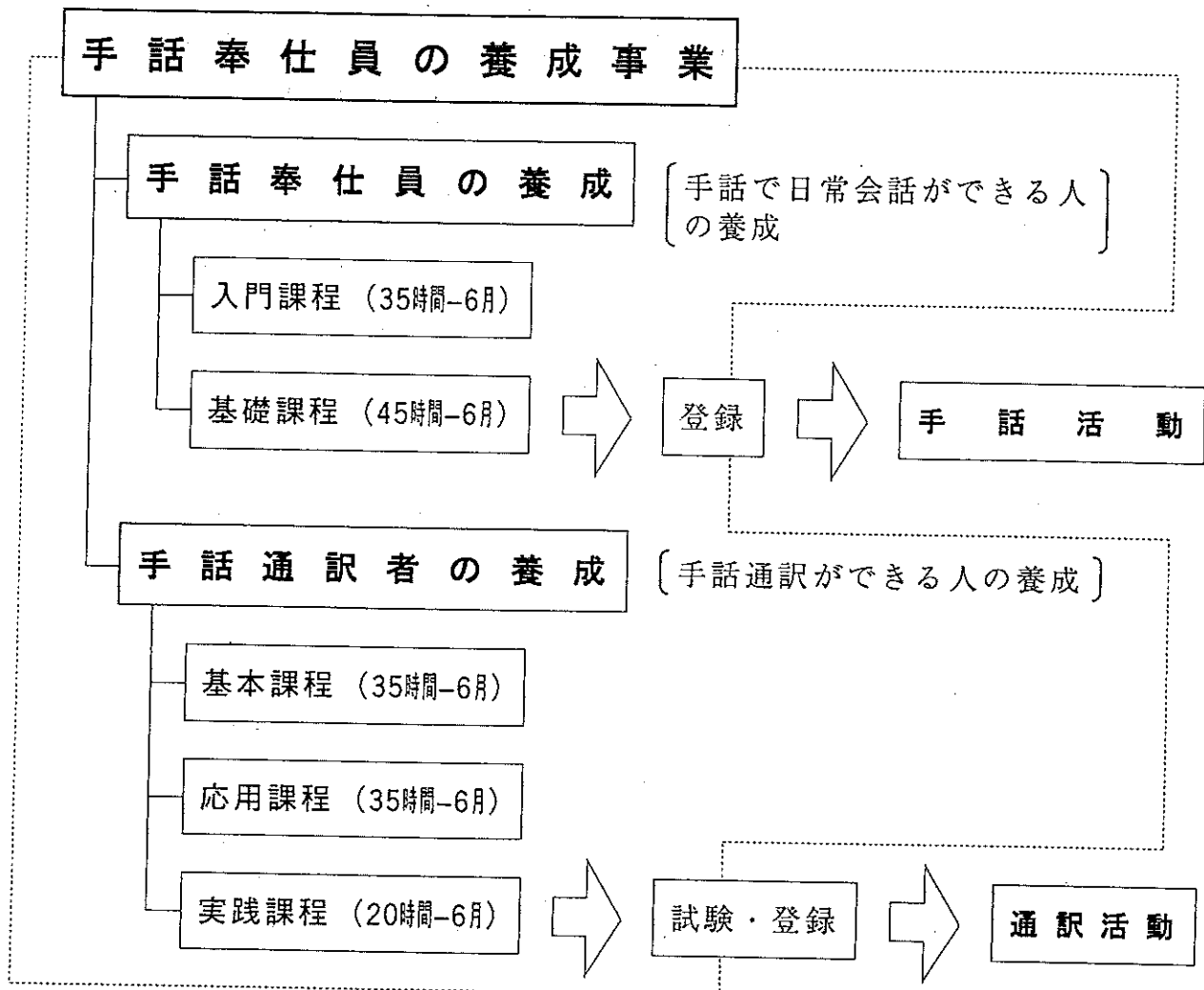
人口	約700万人
聴覚障害者数	ろう者 約8,000~10,000人(推定) 難聴者 約50万人(推定) 福祉サービスを受けている盲ろう 320人
手話通訳者養成の開始	
手話通訳者養成の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の養成は、国内で使用されている言語に応じて3種類行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ①ドイツ語系スイス手話。 ②フランス語系スイス手話。 ③イタリア語系スイス手話。 ・ドイツ語系スイス手話通訳者の養成。 <ul style="list-style-type: none"> チューリッヒの障害児教育教員養成大学で実施。 4年間1,800時間の定時制コース。 入学資格①大学入学資格を有すること。 <li style="padding-left: 40px;">②十分なドイツ語力があること。 <li style="padding-left: 40px;">③スイスろう者連盟の手話クラスを全て修了していること。 <li style="padding-left: 40px;">④ろう文化と歴史の知識があること。 ・フランス語系スイス手話通訳者の養成。 <ul style="list-style-type: none"> ジュネーブ大学で実施。 2年間400時間。 入学資格①フランス手話及びフランス語の能力が十分あること。 <li style="padding-left: 40px;">②文化についての知識があること
手話通訳の資格試験	
有資格者数(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ語系スイス手話の通訳者 25人 ・フランス語系スイス手話の通訳者 7人 ・イタリア語系スイス手話の通訳者 0人 ・聴覚障害者の手話通訳の権利を規定した法律はない。 ・通訳料は、聴覚障害者が保険料として積み立てそれで賄う。(教育・訓練の通訳料は無料)

(13) スウェーデン

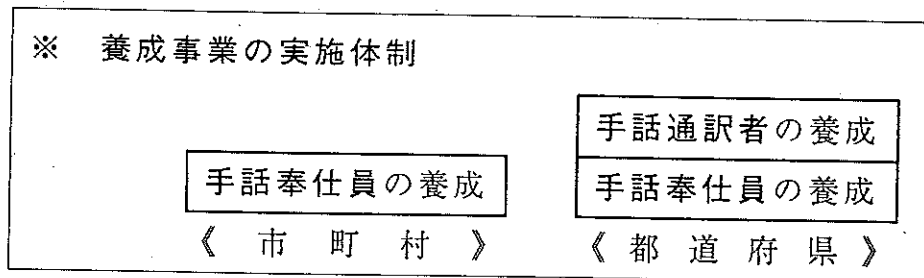
人口	約860万人								
聴覚障害者数	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">重度の聴覚障害者</td> <td style="padding-right: 10px;">約10,000人</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">推定</td> </tr> <tr> <td>中途失聴者</td> <td>約4,000人</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者</td> <td>約1,000人</td> </tr> </table>	重度の聴覚障害者	約10,000人	}	推定	中途失聴者	約4,000人	盲ろう者	約1,000人
重度の聴覚障害者	約10,000人	}	推定						
中途失聴者	約4,000人								
盲ろう者	約1,000人								
手話通訳者養成の開始									
手話通訳者養成の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・全国5ヶ所の短大レベルで2年間の養成コースで実施。手話通訳と一部盲ろう者通訳の訓練が行われる。養成コースに入るためには、スウェーデン語と手話のテストに合格しなければならない。 ・総合大学でも1年半の手話通訳者養成コースが実施されている。 ・雇用されている手話通訳者やフリーの手話通訳者のほとんどは、短大レベルの手話通訳者。大学レベルの手話通訳者は10人程度。 								
手話通訳の資格試験									
有資格者数(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・1981年の議会で、手話を聴覚障害者の第一言語とすることが定められた。 ・ろう学校では、バイリンガル教育を実施。 ・手話通訳に係る費用は、地方自治体が公的な資金を用意。(病院への受診、職業紹介、諸手続き、結婚式での手話通訳等) ・教育等の手話通訳は、政府機関が手話通訳サービスを提供。 								

3. 「手話奉仕員養成カリキュラム検討会」の一部紹介

(1) 手話奉仕員養成等の骨格について



※ 養成事業の実施体制



特別研修

(別途の方法)

受験対策

(別途の方法)

手話通訳士

(別途の方法)

(参考)

	手話レベル	具体的場面	実施スタイル
手話奉仕員養成レベル	・単語、簡単な手話表現ができる。	(会話は不成立)	
	・相手の簡単な手話がわかる。	個人的会話が成立(片言)挨拶、自己紹介など	当事者間で 〔聴覚障害者と自分のみの意志伝達〕
	・何とか会話は成立するが単語不足により不都合を生じる。 ・特定の障害者となら日常的には困らない。	日常会話、近所づきあいなど	
手話通訳者養成レベル	・通訳が可能。 ・手話技術が未熟であり絶えず障害者の理解を確認。	福祉事務所での申請、市役所での住民票の取得、鉄道の指定券の購入など	2者間で 〔聴覚障害のある者とない者の間の意志伝達の仲介〕
	・通訳が可能。 ・一部内容が難しいものについて障害者の理解を確認。	P T Aへの出席、自治会の寄り合い、病状が安定している場合での通院など	小規模なグループのなかで
	・通訳が可能。 ・個々の障害者の理解力に応じた通訳、表現ができる。	職業紹介、進路相談、講演会(壇上からの通訳)など	不特定多数のなかで
特別研修	・専門的知識を理解して通訳が可能。	専門的知識を必要とする場面(通訳士レベルを除く。)	
受験対策(手話通訳士試験合格レベルの習得)			
通訳士レベル	・特殊専門的領域の知識が必要。 ・個々の障害者の理解力に応じた通訳、表現ができる。	人権、生命、財産、生保(プライバシー)に係る場面、テレビでの政見放送など	

(2) 手話奉仕員等養成カリキュラム

I 手話奉仕員養成カリキュラム

対象	者	手話の学習経験がない者等
養成	目標	聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。
カリキュラム構成	到達目標	相手の簡単な手話が理解でき、挨拶、自己紹介程度の会話が可能なレベル
	養成目標	① 簡単な日常会話を行うに必要な手話語彙 (目標語彙数 300 語) を習得する。 ② 簡単な日常会話を行うに必要な手話表現技術を習得する。 ③ 手話でコミュニケーションする楽しさを習得する。
	カリキュラム	[別表 1]
	到達目標	相手の手話が理解でき、特定の障害者となら日常会話が可能なレベル
基礎課程	養成目標	① 手話で日常会話を行うに必要な手話語彙 (目標語彙数: 300 語) に新たに 300 語を追加) を習得する。 ② 手話で日常会話を行うに必要な手話表現技術を習得する。 ③ 手話の基本文法を習得する。
	カリキュラム	[別表 2]
	合計	80 時間 (53 単位) ※ 1 単位は 90 分

II 手話通訳者養成カリキュラム

対象者	手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者				
養成目標	身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得する。				
	基本課程	35時間(23単位)	到達目標	① 対象の聴覚障害者の理解を確認しながらであれば通訳が可能なしレベル ② 申請手続き等手話以外のコミュニケーション手段が付随する場面で通訳が可能なしレベル	
			養成目標	① 手話通訳に必要な手話語彙(目標語彙数:600語に新たに300語を追加)を習得する。 ② 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現技術を習得する。 ③ 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な基本技術を習得する。	
			カリキュラム	[別表3]	
			到達目標	一部難しい内容は聴覚障害者の理解の確認が必要であるが、日常場面の通訳は基本的に可能なしレベル	
カリキュラム構成	応用課程	35時間(23単位)	養成目標	① 手話通訳に必要な手話語彙(目標語彙数:900語に新たに300語を追加)を習得する。 ② 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現技術の応用を習得する。 ③ 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な基本技術の応用を習得する。	
			カリキュラム	[別表4]	
			到達目標	聴覚障害者の理解力に応じた通訳が可能なしレベル	
	実践課程	20時間(14単位)	養成目標	① 手話通訳に必要な手話語彙(目標語彙数:1,200語に新たに300語を追加)を習得する。 ② 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な実践的表現技術を習得する。 ③ 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な実践的基本技術を習得する。	
			カリキュラム	[別表5]	
合計		90時間(60単位)			※1単位は90分

別表1 手話奉仕員入門課程カリキュラム

講義	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当職種例	参考テキスト
講義	聴覚障害の基礎知識	2	耳の仕組みや聴覚障害の原因を理解するとともに、聴覚障害者のコミュニケーション方法を理解する。	1. 聴覚生理(耳の仕組み) 2. 言葉の習得と発達の過程 3. 身体障害者福祉法における障害認定	耳鼻科医師 ろう学校(難聴学級) 教員	
	手話の基礎知識	1	日本の手話の歴史及び特徴を理解する。	1. 身振りと言語の違い 2. 日本の手話の歴史 3. 手話の地域性、個人性等日本の手話の特徴	講師講習会修了者 手話通訳士	
	聴覚障害者の生活	2	聴覚障害者の日常生活における課題とその対応方法を理解する。	1. 家族とのコミュニケーション 2. 地域の人々とのコミュニケーション 3. 子育てで困ること 4. 職場で困ること 5. 病院で困ること	聴覚障害者	
実技	表現基礎練習	3	1 手話習得に必要な基礎表現能力を習得する。 2 コミュニケーション意欲を高める。	1. 物の形や動作の模倣 2. 身振り表現での伝達(表情、強弱等)	講師講習会修了者 聴覚障害者	初級手話教室改訂版(全日本聾唖連盟発行)
	手話による表現(1) (自己表現)	11	1 簡単な手話表現ができる技術を習得する。 2 手話語彙を習得する。	1. 挨拶・自己紹介(名前表現) 2. 自己紹介(家族の表現) 3. 自己紹介(趣味の表現) 4. 数字・自己紹介(年齢・誕生日の表現) 5. 職業・自己紹介(仕事の表現) 6. 自己紹介(住所の表現) 7. 空間表現(位置・方向) 8. 指文字表現 9. 総合練習(自己紹介)	講師講習会修了者 聴覚障害者	初級手話教室改訂版(全日本聾唖連盟発行)
	手話による表現(2) (対話の基礎練習)	7	1 会話に必要な疑問の表現・読取り等対話の基礎技術を習得する。 2 手話語彙を習得する。	1. 曜日表現、年・月・日、時間表現 2. 疑問詞表現	講師講習会修了者 聴覚障害者	初級手話教室改訂版(全日本聾唖連盟発行)

教 科 名	時間数	目的（学習の目標）	内 容	講義担当職種例	参考テキスト	
実 技	手話による表現（3） （会話練習）	6	<p>習得した手話語彙や手話表現技術を使っての会話表現を練習する。</p> <p>聴覚障害者の生活場面における課題を理解し、必要な手話語彙を習得する。</p>	<p>家族との会話練習</p> <p>医療場面での会話練習</p> <p>教育場面での会話練習</p>	<p>講師講習会修了者</p> <p>聴覚障害者</p>	<p>初級手話教室改訂版（全日本聾唖連盟発行）</p>
	総合練習	3	<p>習得した手話語彙や手話表現を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る。</p> <p>聴覚障害者との手話によるコミュニケーション能力を習得する。</p>	<p>聴覚障害者と受講者のグループによる手話劇等の発表</p> <p>聴覚障害者との手話によるフリーディスカッション</p>	<p>講師講習会修了者</p> <p>聴覚障害者</p>	
合 計	3 5					

別表2 手話奉仕員基礎課程カリキュラム

教 科 名	時間数	目的 (学習の目標)	内 容	講義担当職種例	参考テキスト
講	2	障害の概念、ノーマライゼーションの理念等障害者福祉の概要を理解する。	1. 障害の3つの概念 2. 障害者の定義 3. ノーマライゼーション・リハビリテーションの理念 4. 障害者福祉施策の概要	福祉関係職員 聴覚障害者 学識経験者	体の不自由な人々の福祉(テクトノエイド協会発行)
	2	聴覚障害者活動の歴史を学習することにより、時代背景と聴覚障害者福祉の概要と聴覚障害者福祉の関連を理解する。	1. 聴覚障害者組織と活動 2. 社会参加施策(手話奉仕員等派遣制度等) 3. 施設施策(情報提供施設等) 4. 在宅施策(補装具等)	聴覚障害者 福祉関係職員	
義	1	ボランテニア活動(手話奉仕員活動)の概念、心構え等を理解するとともに、手話奉仕員活動への参加意欲を高める。	1. ボランテニア活動の概念 2. ボランテニア活動(手話奉仕員活動)に当たった心構え 3. 地域手話サークル活動の紹介 4. 手話奉仕員制度の仕組み及びオリエンテーション	講師講習会修了者 聴覚障害者 手話奉仕員	
実 技	2 2	1 日本の手話の基本文法を習得することにより、表現能力及び読取り能力のレベルアップを図る。 2 手話語彙を習得する。	1. 具体的表現技術 2. 置き換え・身体表現技術 3. 格の決定① 2人での位置関係 4. 格の決定② 3人以上での位置関係 5. 格の決定③ 指差し 6. 格の決定④ 上体移動 7. 格の決定⑤ まとめ 8. 空間活用① 前後・左右・上下 9. 空間活用② 組合せ活用 10. 空間活用③ 代理的活用 11. 同時表現 12. 指の代理的表現 13. 指の返し表現 14. 繰り返し表現	講師講習会修了者 聴覚障害者	中級手話教室(全日本聾唖連盟発行)

教 科 名	時 間 数	目 的 (学 習 の 目 標)	内 容	講義担当職種例	参考テキスト
実	3	1 習得した手話語彙や基本文法を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る。 2 聴覚障害者との手話による会話を通じ実践的なコミュニケーション能力を習得する。	1. 聴覚障害者との手話によるフリーディスカッション 2. 手話による意見発表	講師講習会修了者 聴覚障害者	
	1 2	1 手話の基本文法を応用し練習することにより、表現能力及び読取り能力のレベルアップを図る。 2 手話語彙を習得する。	1. 置き換え表現技術 2. 位置と方向、2人での位置関係 3. 3人以上の位置関係、視線等の表情 4. 指差し、上体移動 5. 前後・左右・上下、組合せ活用 6. 空間活用② 代理的活用 7. 同時表現 両手の活用 8. 指の代理的表現	講師講習会修了者 聴覚障害者	中級手話教室 (全日本聾唖連盟発行)
技	3	1 習得した手話語彙や基本文法を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る。 2 聴覚障害者との手話による会話を通じ実践的なコミュニケーション能力を習得する。	1. 聴覚障害者と受講者のグループによる手話劇等の発表	講師講習会修了者 聴覚障害者	
	4 5	合 計			

別表3 手話通訳者基本課程カリキュラム

講	義	実	技		
教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当職種例	参考テキスト
手話通訳の心構え	2	手話通訳者として必要な基本知識を習得するとともに、手話通訳者の役割を理解する。	1. 手話通訳者として必要な基本知識 2. 手話通訳者の役割	手話通訳士	
身体障害者福祉概論	1	障害者基本法及び身体障害者福祉法等の概要を理解する。	1. 障害者基本法の概要 2. 身体障害者福祉法の概要 3. 新長期計画・障害者プランの概要	福祉関係職員	
ソーシャルワーク概論	2	ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークの学習を通じて面接技術を習得する。	1. ケースワーク論 2. ケースワーク演習	大学教員 社会福祉士 ケースワーク担当者	
手話通訳能力の向上 (1)	11	1 手話通訳に必要な表現能力を習得する。 2 メッセージ蓄積能力の向上を図る。 3 要約能力の向上を図る。 4 手話語彙を習得する。	1. ビデオ、録音テープによるシャドローイング トレーニング 2. 聴覚障害者の手話シャドローイングトレーニング 3. ビデオ、録音テープによるサマリートレーニング ①日本語表現から日本語での要約 ②手話表現から同じ手話での要約 ③日本語表現から手話での要約 ④手話表現から別の手話での要約 ⑤手話表現から日本語での要約	講師講習会修了者 聴覚障害者	
手話通訳の技術(基本)	9	1 手話通訳に必要な基本技術を習得する。 2 手話語彙を習得する。	1. 逐次通訳技術の習得(聞き取り)要約表現と完全表現 2. 逐次通訳技術の習得(読み取り)要約表現と完全表現 3. 同時通訳技術の習得(聞き取り)①日本語に則した表現 ②手話文法に則した表現 4. 同時通訳技術の習得(読み取り)①日本語に則した表現 ②手話文法に則した表現	講師講習会修了者 聴覚障害者	

教 科 名	時間数	目的（学習の目標）	内 容	講義担当職種例	参考テキスト
実 技	10	1 通訳場面における遵守事項、留意事項を習得する。 2 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。 3 手話語彙を習得する。	1. 申請場面での通訳練習 伝達内容の確認 2. 電話の通訳練習 相手の状況での通訳練習 3. あいさつ場面での通訳練習 不特定多数の聴覚障害者に対応する場合の通訳方法 4. 面接場面での通訳練習 ①聴覚障害者の話しやすい表現技術 ②相互の主張を明確に伝える表現技術 ③相手に対する情報提供 5. 会議場面での通訳練習 ①聴覚障害者の発言保障ができる通訳技術 ②場面状況の情報提供	講師講習会修了者 聴覚障害者	
合 計	35				

(注) 1 シヤドローイングトレニング：話し手の表現をほぼ同時に真似をして表現する練習
 2 サマリートレニング：メッセージを要約する練習

別表4 手話通訳者応用課程カリキュラム

教 科 名	時間数	目的 (学習の目標)	内 容	講義担当職種例	参考テキスト
講	2	手話通訳のメッセージ伝達の仕組み及び手話通訳者の職務を理解する。	1. 手話通訳のメッセージ伝達の仕組み 2. 手話通訳者の職務 ①コミュニケーションの伝達 ②情報提供 ③自立支援、援助	手話通訳士	
	2	日本語の言語としての特徴及び日本の手話の言語としての特徴を理解する。	1. 日本語の言語としての特徴 2. 日本の手話の言語としての特徴	大学教員等	
義	1	手話通訳労働が身体及び精神に及ぼす疲労や影響を正しく理解し、健康に手話通訳活動ができる条件を習得する。	1. 手話通訳のメカニズム 2. 健康管理の方法	専門医師 手話通訳士	
	11	1 手話通訳に必要な表現能力を習得する。 2 メッセージ蓄積能力の向上を図る。 3 要約能力の向上を図る。 4 手話語彙を習得する。	1. ビデオ、録音テープによるデカララージシャドトレニング 2. 聴覚障害者の手話デカララージシャドインゲトレーニング 3. ビデオ、録音テープによるサマリートレーニング (イントラリンガルトレニング) ①日本語表現から日本語での要約 ②手話表現から手話での要約 ③日本語表現から手話での要約 ④手話表現から別の手話での要約 ⑤手話表現から日本語での要約	講師講習会修了者 聴覚障害者	
実	9	1 手話通訳に必要な基本技術の応用能力の向上を図る。 2 手話語彙を習得する。	1. 逐次通訳技術の習得 (聞き取り) 要約表現と完全表現 2. 逐次通訳技術の習得 (読み取り) 要約表現と完全表現 3. 同時通訳技術の習得 (聞き取り) ①日本語に則した表現	講師講習会修了者 聴覚障害者	

教 科 名	時間数	目的 (学習の目標)	内 容	講義担当職種例	参考テキスト
実 手話通訳の技術(応用) 一続き			②手話文法に則した表現 (読み取り) 4. 同時通訳技術の習得 ①日本語に則した表現 ②手話文法に則した表現		
技 場面における手話通訳 技術(2)	10	1 通訳場面における遵守 事項、留意事項を習得す る。 2 通訳場面における個別 の通訳技術を習得する。 3. 手話語彙を習得する。	1. 講演場面での通訳練習 通訳事例研究 2. 会議場面での通訳練習 通訳事例研究 3. 面接場面での通訳練習 通訳事例研究	講師講習会修了者 聴覚障害者	
合 計	35				

(注) 1 デカラージシャドイングトレーニング：話し手の表現を2～3語遅らせて模倣する練習
2 インタラリಂಗアルトレーニング：メッセージ内容を把握した後、それを別の言葉に置き換える練習

別表5 手話通訳者実践課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当職種例	参考テキスト
講義	手話通訳の理念と仕事 (2)	1	手話通訳者の倫理と具体的な通訳場面での責務を理解する。	1. 手話通訳者と手話通訳者の倫理 2. 通訳場面と手話通訳者の責務 (具体的な場面を想定した受講者同士の意見交換を含む。)	手話通訳士	
	手話通訳者登録制度の概要	1	手話通訳者登録制度の概要を理解し、受講後の試験の受験及び登録後の活動への参加意欲を高める。	1. 手話通訳者登録制度の仕組み 2. 手話通訳者活動に当たっての心構え 3. 手話通訳者活動の実際 4. 手話通訳者登録に当たってのオリエンテーション	行政職員(手話通訳養成等担当者) 聴覚障害者団体役員	
実技	手話通訳実習	18	通訳実習を行うことにより通訳の実際を体験する。	1. 模擬通訳場面練習 2. 通訳事例研究 ①申請場面 ②面接場面	講師講習会修了者 聴覚障害者	
	合計	20				

4. 平成9年度手話通訳士試験問題（一次試験）

(1) ことばのしくみ

1 次の文の（ ）に共通してあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

文や句は語を組み合わせて作り、語は（ ）を組み合わせて作るが、この（ ）は、音素の組み合わせでできている。

1. 活用語
2. 自立語
3. 形態素
4. 意義素

2 次の文章の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

音節とは、音の連続の中で核になる音を中心にした聞こえの単位である。普通、音節の核になる音は（ ）である。

1. 子音
2. 母音
3. 半母音
4. 二重子音

3 次の文章の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

「こんぶ」(昆布)と「こんご」(今後)では「ん」の音が音声的には異なるが、日本語話者は同じと感じる。これは（ ）に同じだからである。

1. 物理的
2. 生理的
3. 調音的
4. 音韻的

4 次の四つの中から活用のないものを、一つだけ選びなさい。

1. 助詞
2. 助動詞
3. 形容動詞
4. 形容詞

5 次の文章の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

幼児の言語発達は脳の成熟にともない、脳の十分な発達が終わる十代前半の思春期には言語習得能力も目立って衰える。この年代は（ ）と呼ばれる。

1. 臨界期
2. 限界期
3. 完成期
4. 衰退期

6 次の文の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

音声学による子音の分析では、調音の（ ）、調音の位置、そして調音の方法が重要である。

1. 器官
2. 時間
3. 種類
4. 音響

7 日本語の複合名詞では「たまご焼」のように、動詞（焼く）と名詞（たまご）が「たまごを焼く」のように文法的意味関係をもつことがある。これと同じ意味関係をもつものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 目玉焼
2. ホルモン焼
3. 清水焼
4. 鉄板焼

8 次の文の（ ）にあてはまることばを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

放送禁止用語のように、実際に存在していても使用できない表現を（ ）という。

1. ジャーゴン
2. スラング
3. タブー
4. ピジン

9 頭字語とは幾つかの英語の頭文字を組み合わせたものだが、日本でよく使われる下の四つの中で、頭字語でないものを一つだけ選びなさい。

1. IOC
2. DOS
3. MAX
4. PKO

10 次の文の（ ）にあてはまることばを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

日本語の「キ」という音節には、「木」、「気」、「期」、「機」などいろいろな語にあてはまるが、これは（ ）の例である。

1. 多義語
2. 同音異義語
3. 類義語
4. 派生語

11 次の文の（ ）にあてはまることばを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

「耳が早い」のように、「耳」を身体部位ではなく、「情報力」の意味に使う言い方を（ ）という。

1. 隠 喩
2. 換 喩
3. 直 喩
4. 風 喩

12 次の文の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

次の言い方のうち、女性差別となりうるものは（ ）である。

1. 女 医
2. 女性社員
3. 女性アナウンサー
4. 女の物語

13 次の文章の（ ）にあてはまることばを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

世界中の言語は相互に異なっているが、一方では予想以上に多くの共通性もみられる。これは言語に（ ）があるからだと考えられる。

1. 普遍性
2. 多用性
3. 多様性
4. 集約性

14 次の文のうち正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 二つの言語が接触しても、必ずしも借用は起こらない。
2. 多くの言語のなかには、まったく変化しない言語もある。
3. 言語が変化する場合、その速度はすべての言語において一定である。
4. 言語は時間の経過とともに変化するものである。

15 母語教育を大切に理由として不適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 母語を十分に獲得すれば、自分の意志を満足に表現でき、コミュニケーション能力を発達させる。
2. 母語を通して世界を認識するので、人種差別や性差別の解消に直接つながる。
3. 母語集団への帰属意識を確立し、文化的アイデンティティーをもつ。
4. 母語を思考と分析の道具とし、知的探求心をうながす。

16 次の文の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ
選びなさい。

マスコミというのは英語のマス（大量の）とコミュニケーションの（ ）
である。

1. 新造語
2. 混成語
3. 逆成語
4. 省略語

17 次の文章の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだ
け選びなさい。

アメリカ人はアメリカ人どうしの会話ではあいづちの回数は少ないが、日本人
との会話になるとあいづちの回数が増えるといわれる。これは、アメリカ人の日
本人に対する（ ）の一例である。

1. 同調行動
2. 接触行動
3. 模倣行動
4. 反復行動

18 次の文章の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだ
け選びなさい。

手話の「女」に使われる小指を立てる手の形の意味は、欧米人には女の意味だ
とは理解できない。これは手話言語の記号としての（ ）の例である。

1. 写像性
2. 透明性
3. 恣意性
4. 有契性

19 次の文章の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

手話の「母」では、ほほ（頬）に触れる動作の時、本来は閉じているはずの小指が、次の「女」の影響で、小指が立つことがある。これは（ ）である。

1. 順行同化
2. 逆行同化
3. 相互同化
4. 確立同化

20 次の文の（ ）にあてはまることばはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

手話の「思う」と「考える」は、手話の手の形と位置が同じで、動きだけが（ ）していると考えられる。

1. 対立
2. 干渉
3. 同定
4. 固定

(2) 国語

I 次の文章を読んで、下記の①～⑦の問題に答えなさい。

電車の中張り広告に誘われ、週刊誌を求めるところが、見出しと記事の中身が懸け離れている。見出しは断定調なのに、本文は裏づけに乏しく、推測の羅^①ッに過ぎない。羊頭^②狗肉の味をかみ締める。

見出しは、道^③しるべの役を果たす。読まれるか読まれないかを左右する。標語と同様に、短い方が効果的だ。宣伝文句の古典「初恋の味」も、短さが光る。

新聞の見出しも、簡潔と的確が命だ。言葉の精選は、五七五の句作に通じる。川柳風のしゃれた味付けが加われば、ミ^④力も放つ。見出しと本文のずれは、読者の気を引こうとする勇み足から生じる。テレビ番組の題名がびっくりマークだらけなのも、根^⑤は同じだ。

見出しには、字数の制約がある。そこで編み出された便法の一つが「へ」だ。例えば「決定へ」は、決定の予定、運び、段取りを表す。この は、通常 に用いられるが、見出しでは未来形として時間に応用された。

新聞記者の仕事は、出稿と編集の二部門に大別される。見出しを受け持つのは編集部門だ。ただ、見出しの表現に関して、出稿側が時に戸惑うことがある。一点が強調され過ぎたり、趣旨がうたい切れていなかったりする場合だ。

それでも、出稿と編集の分担には意義がある。事象に対し、一色に染まらず、複眼的思考で臨めるからだ。大事件や大事故が発生すると、出稿側はわき目も振らず、突進する。そんな際、大量の原稿をさばくには、編集側の冷静、横断的な目が欠かせない。

記事の第一印象を築く顔として、見出しの役割は重い。

(朝日新聞 平成9年5月9日 夕刊「言葉と世相」による)

① 下線部①「レッ」の漢字表記として正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 例
2. 列
3. 裂
4. 烈

② 下線部②「羊頭狗肉」の意味として正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 一匹の犬が何かを見てほえると、他の多くの犬も、その声につられてほえる。人が群集心理にかられて行動するたとえ。
2. 鐘に血を塗るために牛が殺されようとするのを見てあわれみ、羊を牛の代わりに使えと命じた梁の恵王の故事。小さなものを大きなものの代用とするたとえ。
3. 魯の公明儀が牛にむかって琴を奏でたが、牛はただ草を食っているばかりであったという故事。愚かな人に道を説いても無駄であることのたとえ。
4. 羊を看板に出しているが、実は犬の肉を売る。見かけは立派だが内容がともなわないことのたとえ。

③ 下線部③「ミ」の漢字表記として正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 美
2. 味
3. 微
4. 魅

④ 下線部④「根」の言い換えとして正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 理由
2. 根拠
3. 方法
4. 目的

5 空欄Aにあてはまる最も適切な品詞名を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 副詞
2. 助詞
3. 助動詞
4. 名詞

6 空欄Bにあてはまる最も適切な説明を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 出発点・起点をあらわしたり、経由の場所をあらわす。
2. いる場所やある場所をあらわしたり、範囲をあらわしたりする。
3. 動作・作用の対象をあらわしたり、出発・分離するところをあらわす。
4. 方向をあらわしたり、動作の行きつく所や相手をあらわす。

7 この問題文の主旨として最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 新聞の見出しは、道しるべの役を果たし、読まれるか読まれないかを左右する。
2. 新聞の見出しは、記事の第一印象を築く顔として、その役割は重い。
3. 新聞の見出しは、簡潔と的確が生命である。
4. 新聞の見出しは、一点が強調され過ぎたり、趣旨がうたい切れていなかったりする場合がある。

II ⑧～⑩の問題に答えなさい。

⑧ 共通語でのサ行音の発音において一つだけ子音が他の音と異なるものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. サ
2. シ
3. ス
4. セ

⑨ 次の文の空欄（ 1 ）～（ 4 ）に順次入ることばとして最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

文末の音調（イントネーション）が、「降りる調子」では（ 1 ）、「のぼる調子」では（ 2 ）、「落ちる調子」では（ 3 ）、「平らな調子」では（ 4 ）を現わす。

- | | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 1. 中 止 | 平 叙 | 疑 問 | 感 動 |
| 2. 平 叙 | 疑 問 | 感 動 | 中 止 |
| 3. 疑 問 | 感 動 | 中 止 | 平 叙 |
| 4. 感 動 | 中 止 | 平 叙 | 疑 問 |

⑩ 下線部の副詞の用法として適切でないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. おくれてのこのこやってきた。
2. てがらをみすみすのがしてしまった。
3. よくよく運の悪い男だ。
4. はきはき仕事を片付ける。

11 次の文の空欄にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

申し訳ありませんが 用事がありますので、欠席させていただきます。

1. たわいもない
2. ところもとない
3. やんごとない
4. よんどころない

12 同意の語を重ねた表現として、一つだけ他と異なる構成のものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 二度と再び
2. 日 日
3. 今現在
4. 好き好む

13 かなで表記するときに「ず」を用いる語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. お小遣い
2. 使用済み
3. 片付ける
4. 心尽くし

14 「オンブズマン」の本来の意味として正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 政府・国の機関・公務員などに対する国民の訴えや苦情を受理・調査する人。
2. 民間の調査機関に依頼された調査業務を実際に行う人。
3. 自然保護など、国民全体で取り組むべきことに積極的に参加・提言する人。
4. 行政改革の進み具合を調べるために、大臣によって特別に選ばれた公務員。

15 「事」を「事件」と言い直せないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 事あれかし
2. 事を分ける
3. 事を起こす
4. 事を好む

16 どちらの漢字表記をとってもよいとされるものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. りくつ —— 「理屈」と「理掘」
2. げきつう —— 「激痛」と「劇痛」
3. じっしょう —— 「実詳」と「実証」
4. ぶよう —— 「舞踏」と「舞踊」

17 「人」「者」の使い方で適切でないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 私は予習・復習をしない人ですから。
2. 関係の無い人は入室しないでください。
3. 私は筆無精な者ですから。
4. 十八歳未満の者は入場お断わり。

18 結婚披露宴で、上司からのスピーチを紹介するときの表現として、最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 上司の山田さまから祝辞を賜りたいと存じ上げます。
2. 上司の山田さまから御祝辞をいただきたいと思います。
3. 上司の山田さまから御祝辞を賜りたいと存じます。
4. 上司の山田さまから祝辞を頂戴いたしたいと存じます。

19 電話のかけ方で適切でない言い方を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. もしもし、山田さんでしょうか。
2. もしもし、山田さんでいらっしゃいますか。
3. もしもし、山田さんでございますか。
4. もしもし、山田さんでいらっしゃいましょうか。

20 次の敬語表現の説明として最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

この者が承ります。

1. 目下のことを親しくない人にいうときの表現
2. 目下のことを親しい人にいうときの表現
3. 目上のことを親しくない人にいうときの表現
4. 目上のことを親しい人にいうときの表現

(3) 聴覚障害者と社会

1 次の文の（ ）にあてはまる最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

身体障害者福祉法施行規則によると、重複した障害がない場合、聴覚障害の程度は、（ ）の間に分けられている。

1. 1級から6級
2. 2級から6級
3. 2級から4級
4. 1級から4級

2 身体障害者の社会参加を促進するために「障害者の明るいくらし」促進事業が実施されているが、聴覚障害者を対象とした事業として最初に実施されたものを下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 手話奉仕員等派遣事業
2. 手話通訳設置事業
3. 字幕入りビデオカセットライブラリー事業
4. 生活訓練事業

3 次の文章の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

ろう学校においては、重度の聴覚障害児に日本語を獲得させるために、古くからさまざまな言語指導法が工夫されてきた。初期的な言語獲得の経過の中で、聞こえる子供が言語を獲得するときと、できるだけ同じ方法によって言語を獲得させようとするのは、（ ）といわれている。

1. 音声法
2. 構成法
3. 自然法
4. 文法法

4 下の文は、補聴器の装用に関わる事柄について述べたものである。誤っているものを下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 伝音性難聴は、補聴器による補償が行いやすい難聴の一つである。
2. 聴力の損失が20デシベルから30デシベル位の軽い人の場合、補聴器をつけるとうるさいところでも音声をよく聞き取ることができる。
3. 補聴器をうまく活用できるためには、使いこなすための訓練が必要となる。
4. 老人性難聴は、補聴器による補償が難しい難聴の一つである。

5 次の文の（ ）に順次あてはまる数字を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

『平成6年度学校基本調査報告書』（文部省）によるとろう学校（高等部）卒業後の状況は、大学等への進学率が（ ）パーセント、就職率が（ ）パーセントであった。

1. 18.9 61.8
2. 28.9 51.8
3. 38.9 41.8
4. 48.9 31.8

6 次の文章の（ ）にあてはまる最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

聴覚障害者で自営業をしている者は割合多いが、最近の技術革新で自営業を維持していくことが困難となった職種もある。その代表的な職種は（ ）である。

1. 写真植字等の印刷職種
2. 和裁、帯縫製等の伝統職種
3. 理容のような対人サービス職種
4. ワープロ、パソコン等の新機器を使用する職種

7 次の文章の()にあてはまる最も適切な人名を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

我が国のろう教育においては、大正時代の末期から口話法による教育が活発化し、全国で口話法による指導が行われるようになっていった。この時期に、大阪市立ろうあ学校の()は、口話法による一律な指導よりも、それぞれの子どもへの適性に応じた指導を提唱したが、口話法の展開の中で、実を結ばなかった。

1. 高橋 潔
2. 川本宇之助
3. 西川吉之助
4. 萩原浅五郎

8 次の文は、一般に使われている個人用の補聴器について述べたものである。誤っているものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 補聴器には、大きすぎる音だけを入らなくする機能がある。
2. 補聴器には、特定の周波数について大きくする機能がある。
3. 補聴器には、音のひずみを補正する機能がある。
4. 補聴器には、耳の穴に装着する小型のものがある。

9 次の文章の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

聴覚障害者は、個人補聴器によって聴覚から入る情報を補っているが、話し手が多人数であったり、話し手との距離が遠い場合には、個人補聴器による情報の確保はますます困難となる。これを補うための一つの方法として、（ ）を利用した、集団補聴器が開発されている。

1. 光ケーブル

2. 磁気ループ

3. 電話回線

4. コンピュータ

10 次の文の（ ）に順次あてはまるものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

聴覚障害者が自動車運転免許取得試験を受けるためには（ ）はなれて補聴器付きで（ ）の警笛音を理解できることが条件となっている。

1. 5メートル

80 ホーン

2. 10メートル

80 ホーン

3. 10メートル

90 ホーン

4. 20メートル

100 ホーン

11 次の文は、政府が平成7年12月に策定した『障害者プラン』の「基本的考え方」の冒頭の部分である。()に順次あてはまるものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

国においては、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す()の理念と、障害者が障害のない者と同様に生活し、活動する社会を目指す()の理念の下、「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、その推進に努めているところであるが、この理念を踏まえつつ、次の七つの視点から施策の重点的な推進を図る。

- | | |
|----------------|------------|
| 1. メイン・ストリーミング | リハビリテーション |
| 2. インテグレーション | ノーマライゼーション |
| 3. ノーマライゼーション | リハビリテーション |
| 4. リハビリテーション | ノーマライゼーション |

12 次の文章の()に順次あてはまる数字を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

『平成6年度学校基本調査報告書』(文部省)によると全国のろう学校は、()校で()人の児童・生徒が学んでいる。また、全国の小学校の難聴特殊学級に()人、中学校の難聴特殊学級に()人の児童・生徒が在籍している。

- | | | | | |
|----|-----|--------|-------|-----|
| 1. | 45 | 1,437 | 543 | 107 |
| 2. | 76 | 5,437 | 734 | 257 |
| 3. | 107 | 7,557 | 911 | 312 |
| 4. | 125 | 10,552 | 1,209 | 457 |

13 人間は加齢に伴って生理的に聴こえの低下をきたし、これを一般的に老人性難聴と言う。この老人性難聴の特徴についての記述として正しくないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 高い周波数帯域で聴力レベルが低下する。
2. 聴こえの悪さを自覚するのは、聴力レベルがかなり低下してからである。
3. 両耳とも同じように聴力レベルが低下するが多い。
4. 低い周波数帯域で聴力レベルが低下する。

14 幼児が音声言語を獲得していく過程で、満一歳頃になると一般的にみられる現象として正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 喃語^{なんご}を多く使うようになる。
2. 二語文を使い始める。
3. 初語がみられる。
4. 疑問詞を使い始める。

15 次の文の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

聴覚障害者に対する福祉サービスについては『身体障害者福祉法』に規定されているが、聴覚障害児への補装具としての補聴器の給付などの福祉サービスについては（ ）に規定されている。

1. 障害者基本法
2. 学校教育法
3. 社会事業法
4. 児童福祉法

16 次の文の（ ）に順次あてはまるものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

現在、我が国で用いられている指文字は、（ ）が（ ）の指文字を土台に考案した片手式のものである。

1. 藤井東洋男 ドイツ
2. 西川吉之助 フランス
3. 古河太四郎 イギリス
4. 大曾根源助 アメリカ

17 次の文は、『身体障害者福祉法』第33条である。（ ）に順次あてはまるものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを（ ）し、又はこれらを視聴覚障害者の（ ）施設とする。

1. 製作 利用に供する
2. 販売 自立を支援する
3. 給付 利用に供する
4. 支給 自立を支援する

18 『身体障害者福祉法』別表に掲げる聴覚障害の規定として正しくないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの
2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
3. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
4. 一側耳の聴力レベルが80デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

19 次の文章の（ ）にあてはまる人名を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1760年に、（ ）は、フランスのパリでろうあ児のための学校を開いた。彼は、手話と書きことばによる教育を行い、手話法を考案した。

1. ハイニッケ (Heinicke, S.)
2. ド・レペ (de l'Épée, C. M.)
3. ギャローデット (Gallaudet, T. H.)
4. ポンセ・ド・レオン (Léon, P. P.)

20 次の文章の（ ）にあてはまらないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

WHOでは、障害を持つ者が社会生活を営むうえで、機能障害、能力低下、社会的不利の三つを基本的にアプローチする必要があると定義づけている。この三つのうち、聴覚障害者にとって能力低下に対するアプローチは（ ）である。

1. 手術をして聴力を回復させる
2. 医師法等資格取得を制限している法律の改正
3. 教育、就労の保障
4. 職業訓練を行い職業技術を習得させる

(4) 手話通訳のあり方

1 次の文章の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

ジェスチャーは専門的にはいろいろなタイプに分けられるが、自分の体や持ち物を操作するジェスチャーは、（ ）と呼ばれる。たとえば、長時間待たされていらいらしながら行う「貧乏ゆすり」や、てれかくしに髪をなでたりするジェスチャーのことである。

1. ボディ・マニピュレーター
2. エンブレム
3. イラストレーター
4. メッセージコントロール

2 次の文の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

複数の異なった文化を比較する場合、ある文化に特有な性質に対してほとんどすべての文化に共通する性質のことを、言語学の用語を借用し（ ）と呼ぶことがある。

1. エティック
2. イーミック
3. ダイクシス
4. ジェネリック

3 次の文の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

共同体のメンバーどうしが共通の了解のもとにむすばれている場合の言語コードと、それぞれの背景が異なり互いに異質性が高いメンバーどうしで用いられる言語コードとを分けた場合、前者を（ ）と呼ぶ。

1. 複雑コード
2. 制限コード
3. 具象コード
4. 表象コード

4 ノンバーバルコミュニケーション論の領域に含まれないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 近接空間学
2. 身体動作学
3. パラ言語学
4. メタ言語学

5 次の文章の（ ）にあてはまる最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

外国語の学習には歴史的に様々な教授法が試みられてきた。日本の英語教育を例に取り、特徴的な方法を古い時代から並べると（ ）の順になる。

1. 文法訳読式教授法・オーディオリンガル法・コミュニカティブアプローチ
2. オーディオリンガル法・聴解教授法・文法訳読式教授法
3. 聴解教授法・コミュニカティブアプローチ・オーディオリンガル法
4. コミュニカティブアプローチ・文法訳読式教授法・聴解教授法

6 通訳技術の育成トレーニングの中に、表現されたメッセージを要約して表現するサマリー・トレーニングと、イントラリンガル・トレーニングがある。この「イントラリンガル・トレーニング」の説明として正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 表現者の表現したものを1～2語遅れてまねして表現する練習
2. 表現されたメッセージを同言語によって言い換える練習
3. 表現者の表現したものをただちにまねして表現する練習
4. 表現されたメッセージを別言語によって言い換える練習

7 次の文章の（ ）にあてはまる最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

母語と第二言語に精通しているのが通訳者であるが、一般的には第二言語から通訳者の母語に通訳するプロセスが基本とされている。これは（ ）である。

1. 表現時間が短くなるから
2. 一般に表現よりも理解の方が困難だから
3. 母語の表現の方が話者に安心感を与えるから
4. 母語の表現の方がより自然になるから

8 次の文章の（ ）にあてはまらない語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

通訳技術を高めるために様々な練習方法が考え出されている。（ ）はその一つである。

1. シャドウイング
2. ミラーリング
3. プロファイリング
4. パラフレージング

9 次の文の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

翻訳の正確さを確かめるために第二言語に翻訳されたものを、もう一度第一言語に翻訳することを（ ）という。

1. バックトランスレーション
2. ダブルトランスレーション
3. セカンドトランスレーション
4. ダウントランスレーション

10 次の文章の（ ）にあてはまる最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

大会場における壇上での聞き取り通訳の場合、反響等の悪条件により話し手のスピーチが聞き取れないことがある。このような場合の対策として（ ）ことが望ましい。

1. 話し手の方を向いて通訳する
2. FMレシーバー等を装着しマイクからの音を拾う
3. 客席に通訳者を置きその表現を壇上で忠実に再現する
4. 話し手に一音ずつのぼしてスピーチするよう依頼する

11 次の文章の（ ）にあてはまらないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

複数の言語が用いられる国際会議などではリレー通訳が用いられる場合がある。通訳者にとって、起点言語から直接目標言語に通訳する方法に比べた場合のリレー通訳の特徴は（ ）ことである。

1. 話者の話しはじめから通訳開始までに時間がかかる
2. 文意が変化する可能性が高い
3. 母語と他の一つの言語能力のみで通訳できる
4. 内容を何度も確認できる

12 次の文章の（ ）にあてはまるものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

専門家を対象とした学術会議では専門用語が多用される。このような場合の通訳者の対応として（ ）ことは適切でない。

1. 指文字を活用する
2. 文脈で理解できるように通訳する
3. 事前に専門用語の表現を参加者と確認しておく
4. 黒板等を利用し書きことばでの確認ができるようにする

13 手話通訳を行うときの身じたくとして適切でないものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 派手な色のマニキュア
2. 地味な色で無地の服
3. 目立たないアクセサリ
4. ローヒール

14 手話通訳者の倫理の一つとして守秘義務があげられる。この守秘義務に違反するものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. ある市の登録手話通訳者は、2か月に一度集まり、市の通訳派遣担当者を交えて、お互いの手話通訳について報告しあう。氏名や所在地などの不必要な事項は伏せるなど慎重に行っている。なおこの報告・討議の集まりは、市の派遣事業の予算で運営されている。
2. ある企業の職場会議の通訳を担当したときのこと。通訳が終了後、喫茶室で休憩をしていたら、その会議に出席していた聴覚障害者が入ってきて、先ほどの会議内容で不明な点があると言われた。他の客もいたが、同行した通訳者の確認もほしいので、声を出しながら説明した。
3. ある聴覚障害者情報提供施設では、手話通訳派遣事業報告書の作成を通訳者に義務づけている。この報告書には、依頼者名、派遣先等の必要事項が具体的に記入され、派遣担当職員が内容の確認を行っている。
4. あるろう者（男性）の病院の通訳をずっと継続して担当している人に、先日、そのろう者の勤務先の上司から派遣センターに電話が入り、彼の様子について聞きたいという。本人と相談した結果、次の診察日に、彼自身が通訳者を介して電話で報告することにした。

15

インフォームド・コンセントの概念を含め、患者の権利を守る立場で治療にあたる医師や医療機関が増えてきているが、同様に手話通訳者の役割として正しいものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 医師の説明することばはいつも専門用語が多いので、通訳者は、受け手である聴覚障害者が十分理解できるように、ことばをかみくだいて通訳することが基本である。しかし、医師によってはそうしたことを好まない人もいるので、いちいちこうした通訳業務について説明することは避けるべきである。
2. 聴覚障害者の中には、健康や疾患についての基本的な知識の学習を受ける機会が少なく、聞こえる者であるなら当然理解されている事柄でも、誤解していたり理解ができていなかったりすることがある。手話通訳者は、絶えず、医師がその患者のこうした状況を把握できるよう心がけるべきである。
3. インフォームド・コンセントというのは、「説明と同意」と訳されるように、手話通訳者は医師や医療スタッフの説明を聴覚障害者にわかりやすく説明し、その同意をとりつけなければならない。それには、手話通訳者はどんな場面でも患者側より、医療スタッフ側の判断を正確に通訳し、確実に伝えることが基本である。
4. 医療場面で大事なことは、患者である聴覚障害者に心理的不安を与えないようにすることである。たとえば、薬の服用についても間違えて飲んだらどうしようと不安に思っている聴覚障害者がいれば、手話通訳者として小さな袋に分包してあげるべきである。

16 手話通訳の場面で通訳者として不適切な対応を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1. 通訳場面で聞こえる者から通訳者に質問したり、意見を求められた場合、そのことと内容を必ず手話で表し、通訳者の考えを音声と手話の両方で表す。
2. 通訳中、チャイムや館内放送、電話のベル、外部雑音などの存在を必要に応じて説明することもある。
3. 通訳者として、ろう者と一緒に診察室に入ったら、まず通訳者から、自己紹介を行う。医療場面では、ろう者は患者としてきているのだから、どんな場合でも通訳者のリードで診察を受けるべきである。
4. 会議などの場面で、複数の人が同時に発言すると通訳不能になるので、こうした場合には、司会者に事情を説明して、整理してもらうのもひとつの方法である。

17 次の文は、平成9年5月4日に日本手話通訳士協会が制定した『手話通訳士倫理綱領』の第一項目にかかげられた「人権擁護」の部分である。この文の()にあてはまる語として正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

手話通訳士は、()の基本的な人権を尊重し、これを擁護する。

1. ろうあ者
2. 聴覚言語障害者
3. すべての人々
4. ろう者

18 次の文の（ ）にあてはまる最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

「アジア太平洋障害者の10年」の期間は（ ）である。

1. 1989年から1998年まで
2. 1991年から2000年まで
3. 1993年から2002年まで
4. 1995年から2004年まで

19 次の文の（ ）にあてはまる最も適切なものを、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1974年に、海外技術協力事業団、海外移住事業団、海外農業開発事業団等を統合し、途上国に対する政府ベース技術協力の実施、青年海外協力隊の派遣等を行うために発足した組織のことを通称（ ）という。

1. NGO
2. IOC
3. JICA
4. PKO

20 次の文の（ ）にあてはまる最も適切な語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

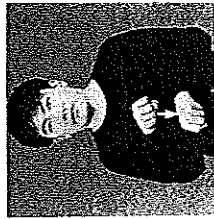
障害者や高齢者の生活や活動に不便な障壁を取り除くことを一般的に（ ）という。

1. ノーマライゼーション
2. バリアフリー
3. アクセシビリティ
4. アメニティ

(5) 手話の基礎知識

I 下記の①～④の問題に答えなさい。

① 写真の手話が示す意味として、最も適切な日本語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



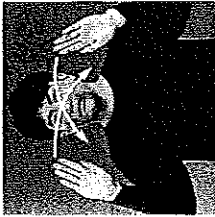
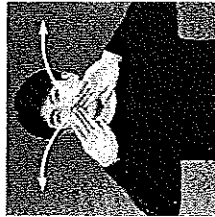

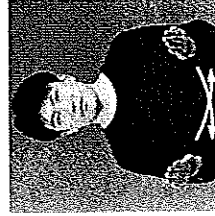

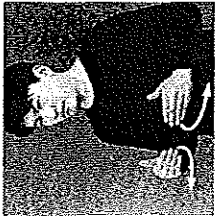
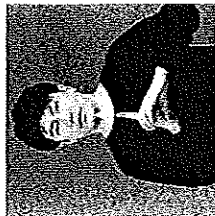
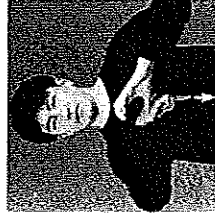
1. 木工
2. 苦労
3. 材料
4. 工夫

② 写真の手話が示す意味として、最も適切な日本語を、下の四つの中から一つだけ選びなさい。




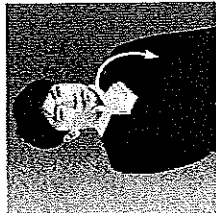


1. 見栄
2. 誇り
3. 見事
4. 寛大

3 1～4に示す二つの写真の手話が、互いに対義語の関係にならないものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1.		—		—		—	
3.		—		—		—	

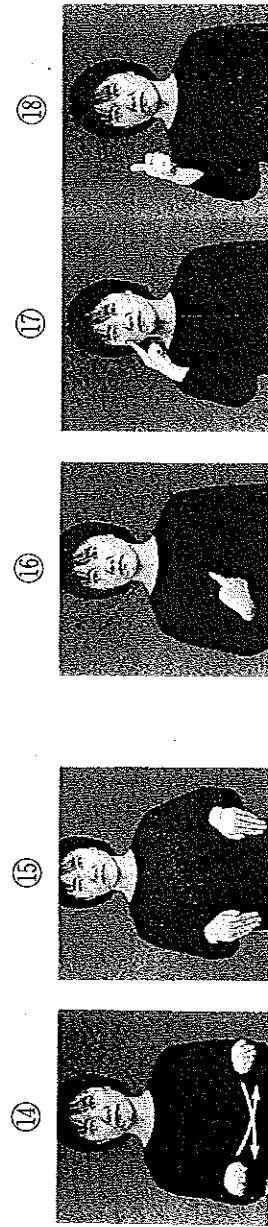
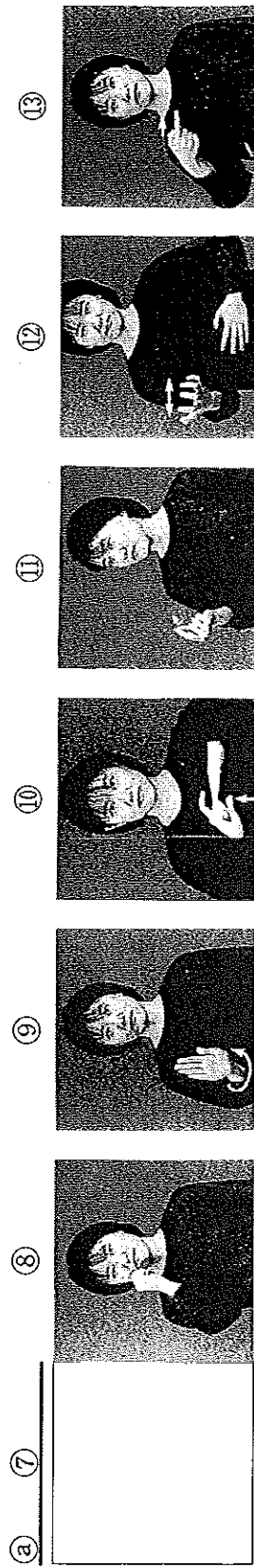
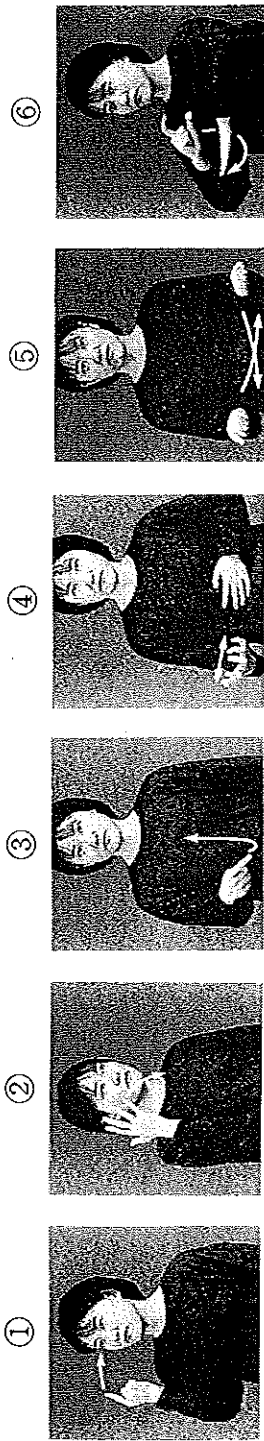
4 ①～④に示す語とa～dの写真で示す手話の意味が対応する組み合わせはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

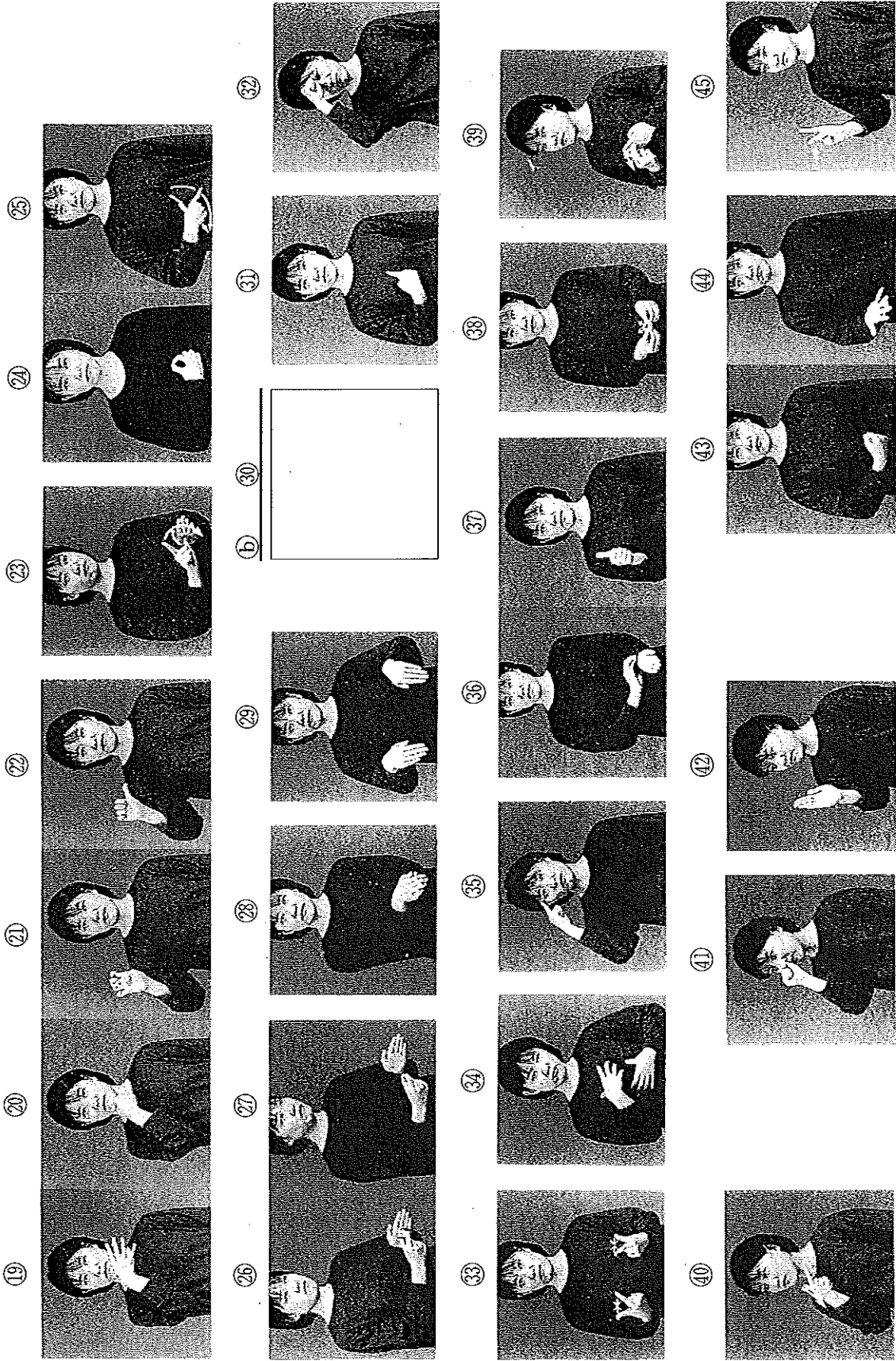
a		b		c		d	
---	--	---	--	---	---	---	--

- 1. ①—a ②—b ③—d ④—c
- 2. ①—c ②—b ③—d ④—a
- 3. ①—c ②—d ③—b ④—a
- 4. ①—c ②—b ③—a ④—d

II

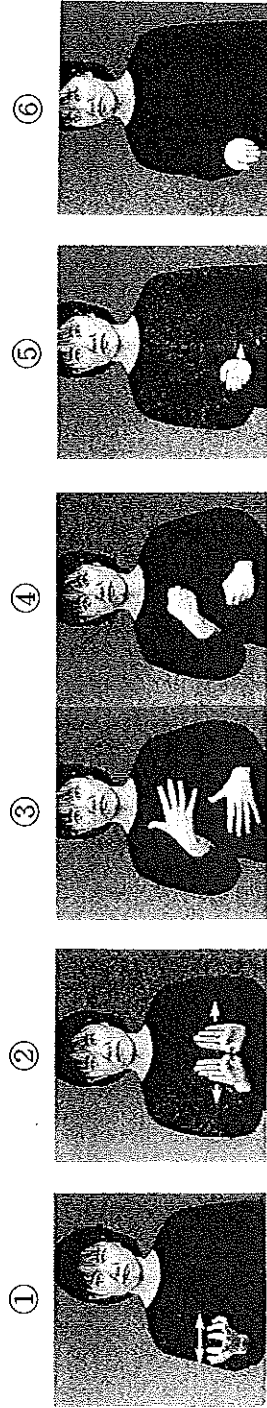
①～③⑩の連続した写真の手話を見て、下記の⑤～⑩の問題に答えなさい。







5 下の①～⑥の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



1. 昨 晩
2. 以 前 从 来
3. 昨 日 の 夕 方
4. 夜 中

6 下の①～⑨の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



1. 祖父が95歳で亡くなった
2. 兄が40歳で亡くなった
3. 父が45歳で亡くなった
4. 伯父が45歳で亡くなった

7 下の①～④の写真で示す問の答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

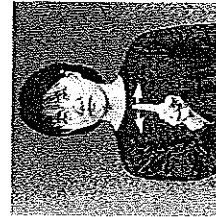
①



②



③



④

1. 精密検査

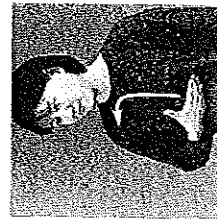
2. 痛みどめの薬

3. 入院

4. 注射

8 ④ ⑦ に入る手話として最も適切なものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

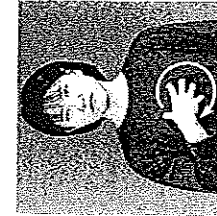
1.



2.



3.

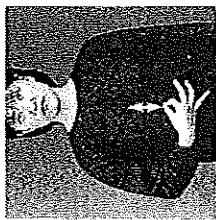


4.



9 下の①～③の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

①



②



③



1. 痛みが激しいため
2. 家族に病死した人がいたため
3. 胃腸に異常が起こったと思ったため
4. がんではないかと疑ったため

10 ⑥ ⑩ に入る手話として最も適切なものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

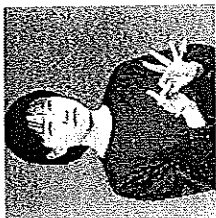
1.



2.



3.

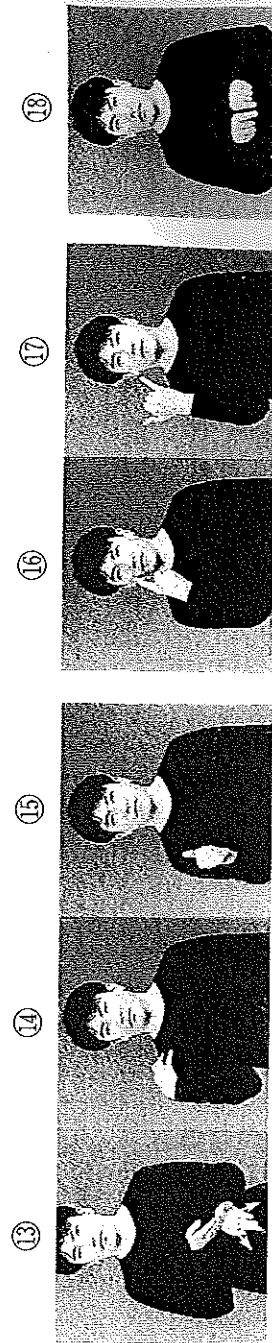
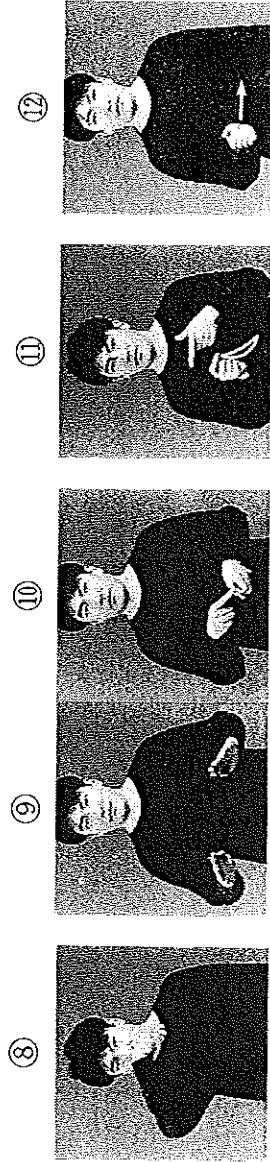
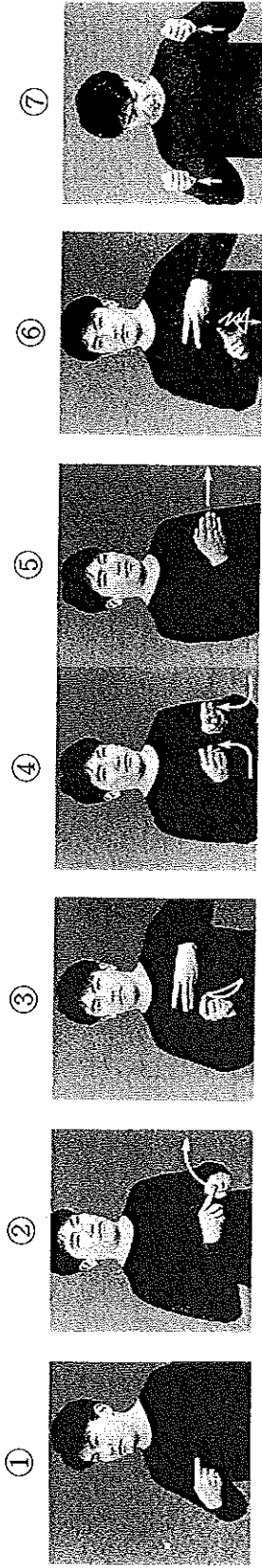


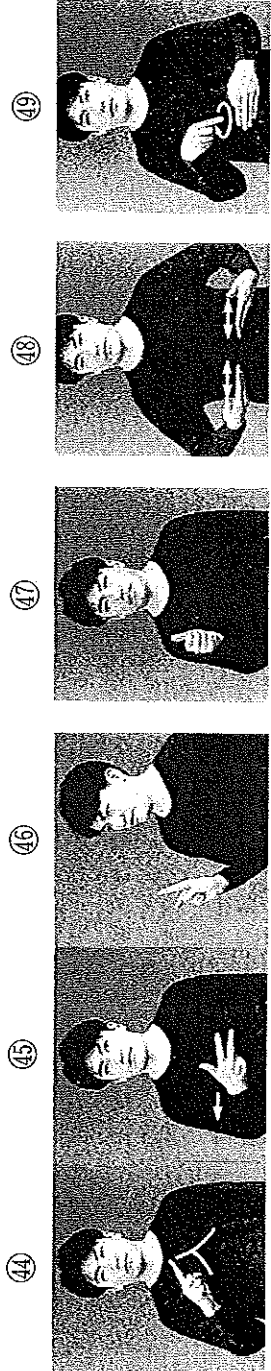
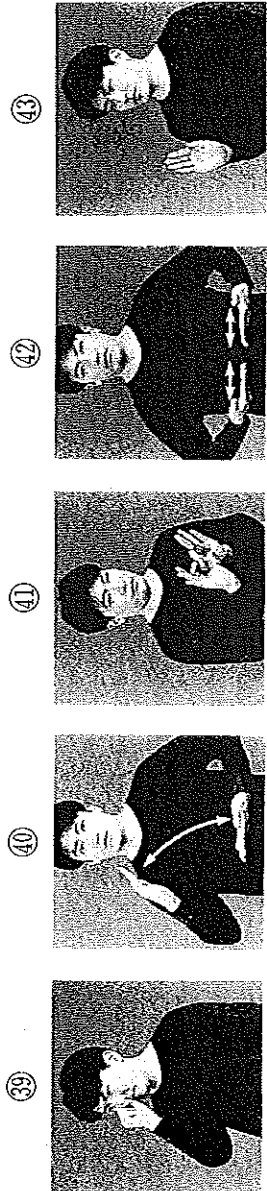
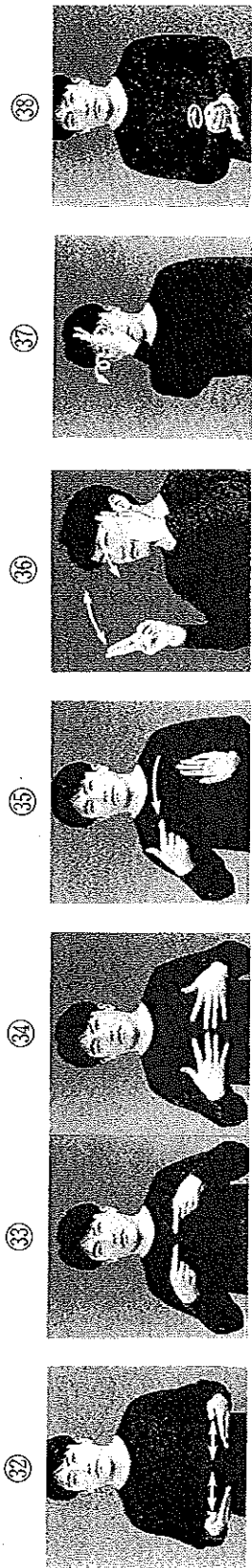
4.



III

①～⑳の連続した写真の手話を見て、下記の㉑～㉔の問題に答えなさい。





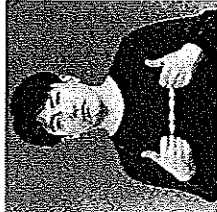


11 下の①～④の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

①



②



③

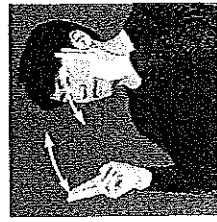


④

1. 担任教師と両親
2. 進路担当と両親
3. 担任教師と父親
4. 進路担当と母親

12 下の①～⑤の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

①



②



③



④

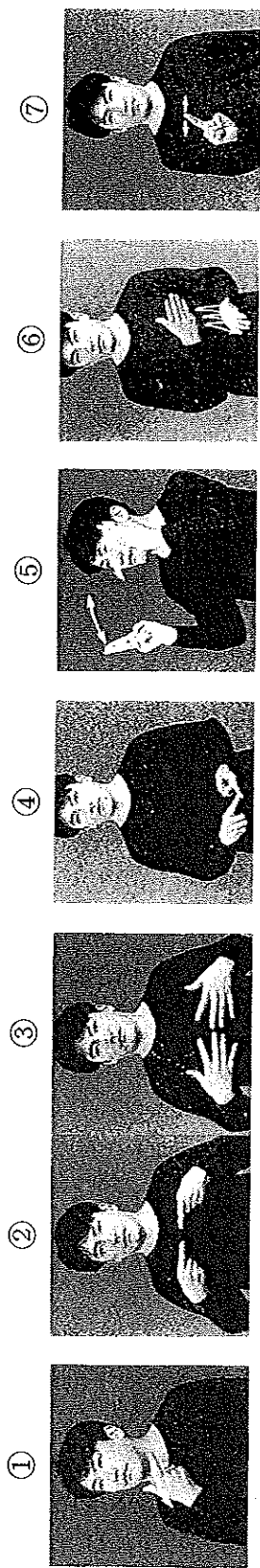


⑤



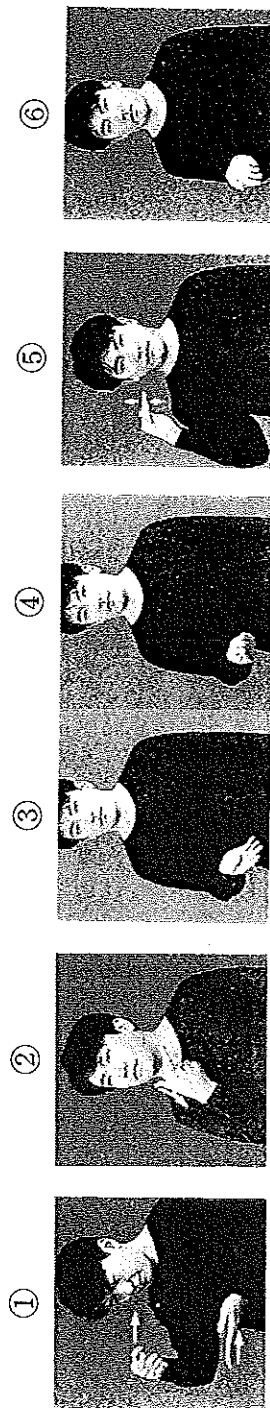
1. フレックスタイムのある会社
2. 有給休暇のある会社
3. 週休二日制の会社
4. 完全週休二日制の会社

13 下の①～⑦の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



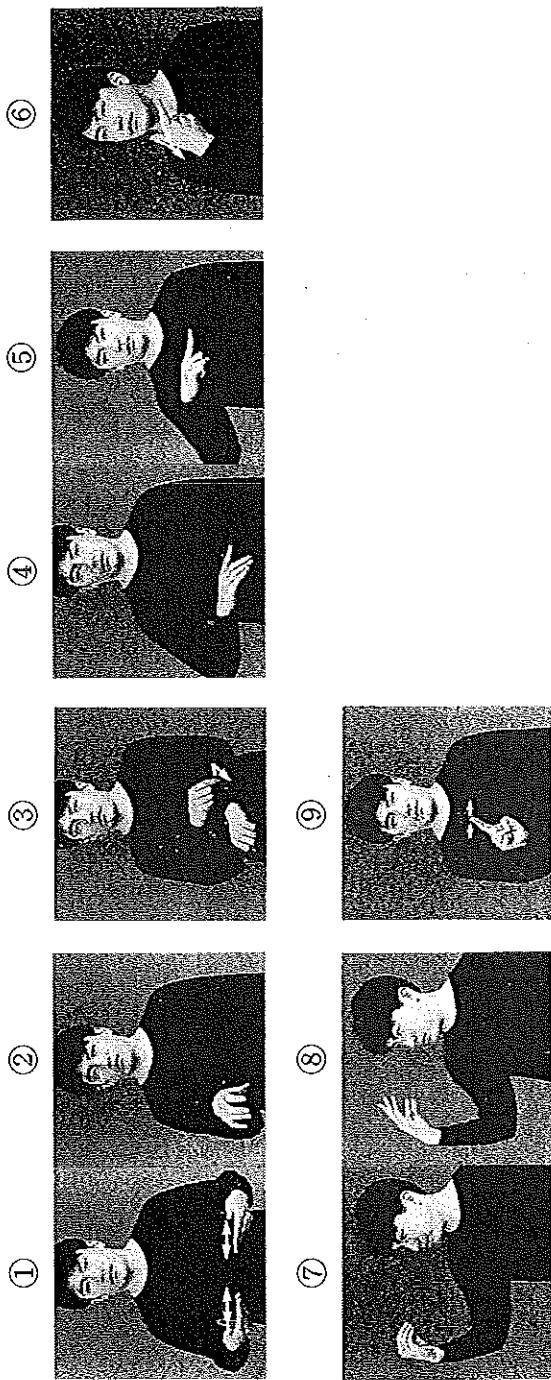
1. 製本関係
2. 出版関係
3. 広告関係
4. 印刷関係

14 下の①～⑥の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



1. 聞こえる者と同程度
2. 専攻科卒程度
3. 短大卒程度
4. 専門学校卒程度

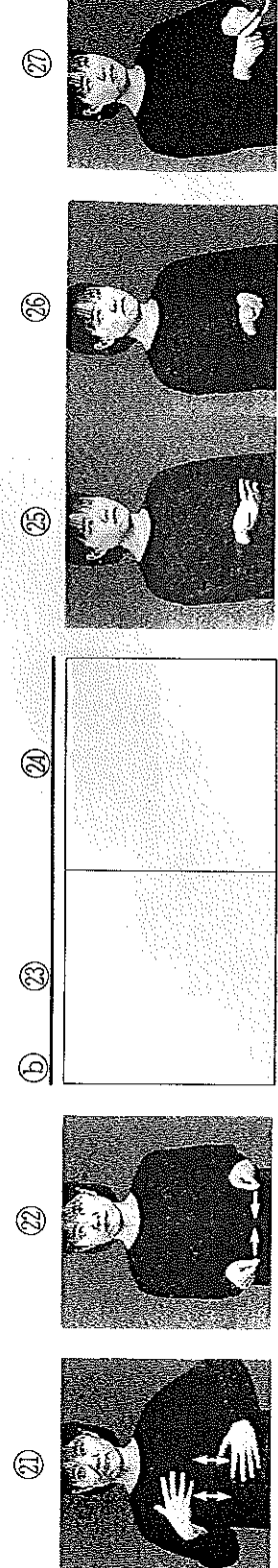
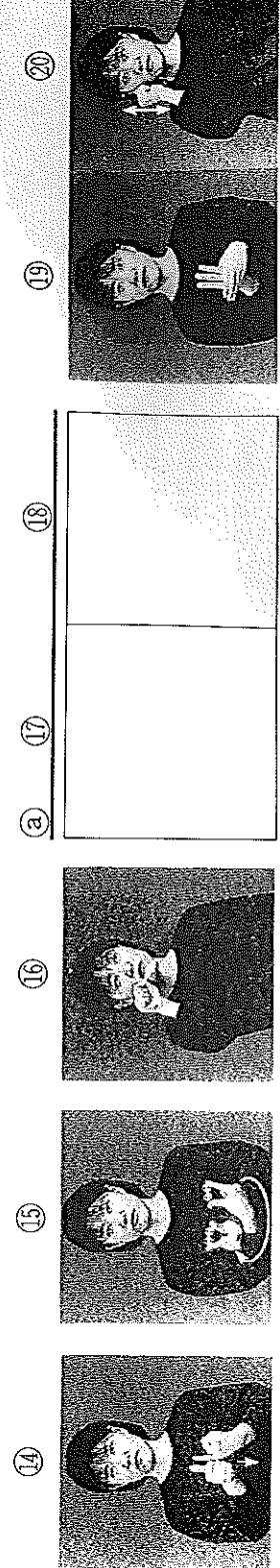
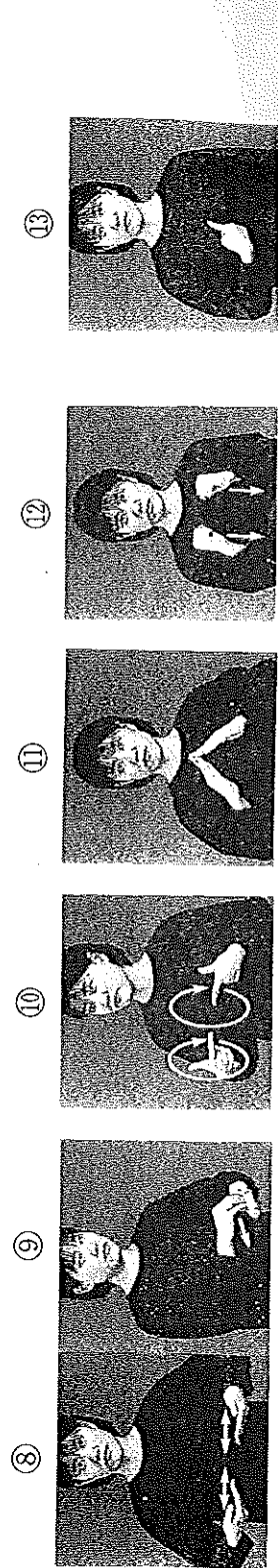
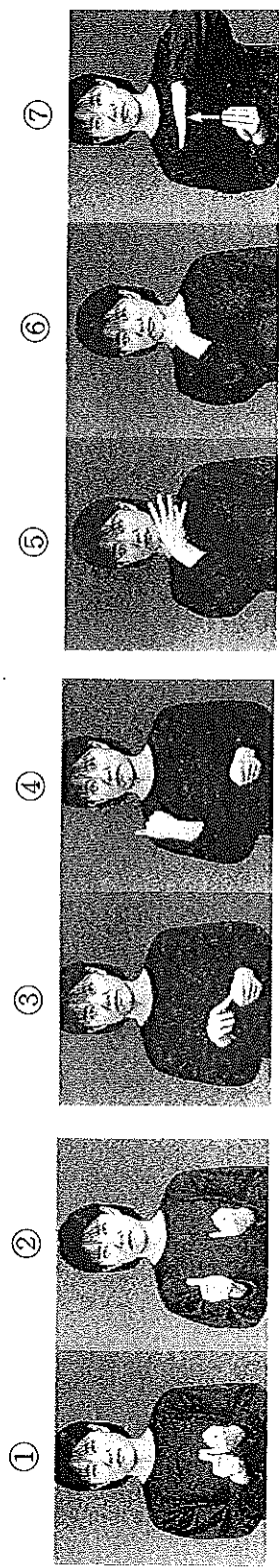
15 下の①～⑨の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

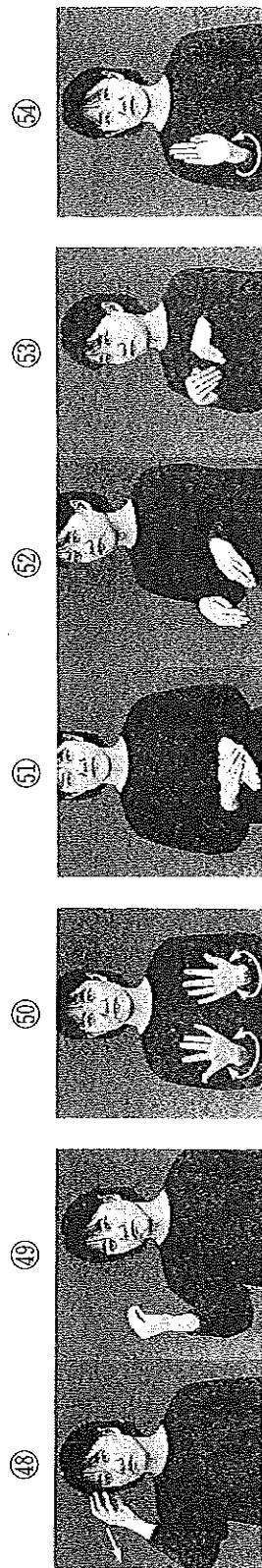
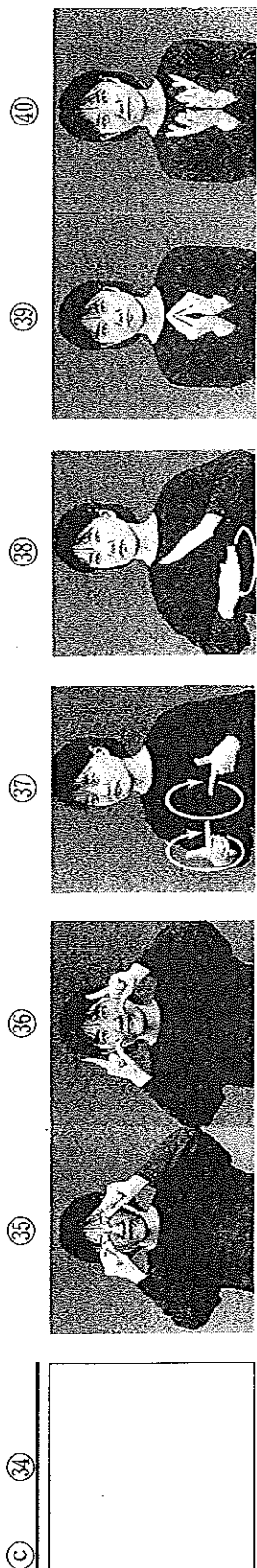
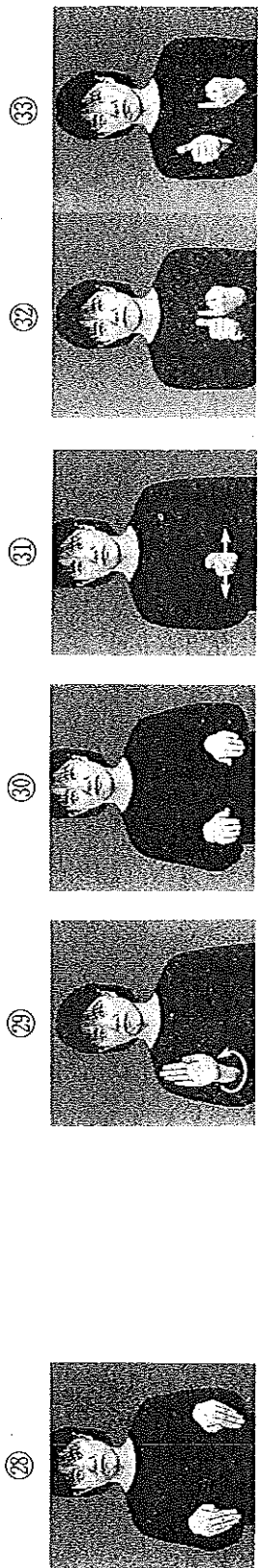


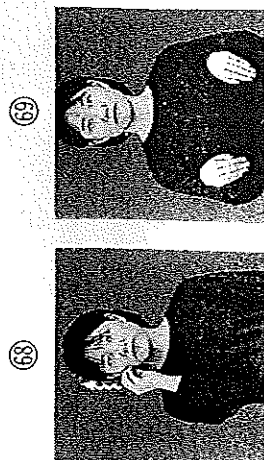
1. 聞こえる者の熱心な仕事ぶりを見習うこと
2. 聞こえる者の中に積極的に入ること
3. 仕事がスムーズに進むよう努力すること
4. 仕事の流れを早く覚えること

IV

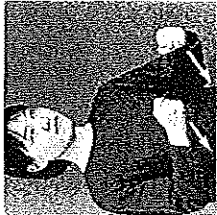


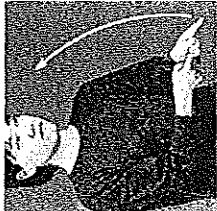




①～⑳の連続した写真の手話を見て、下記の16～20の問題に答えなさい。



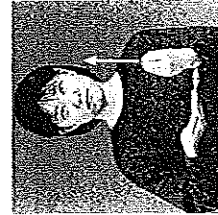







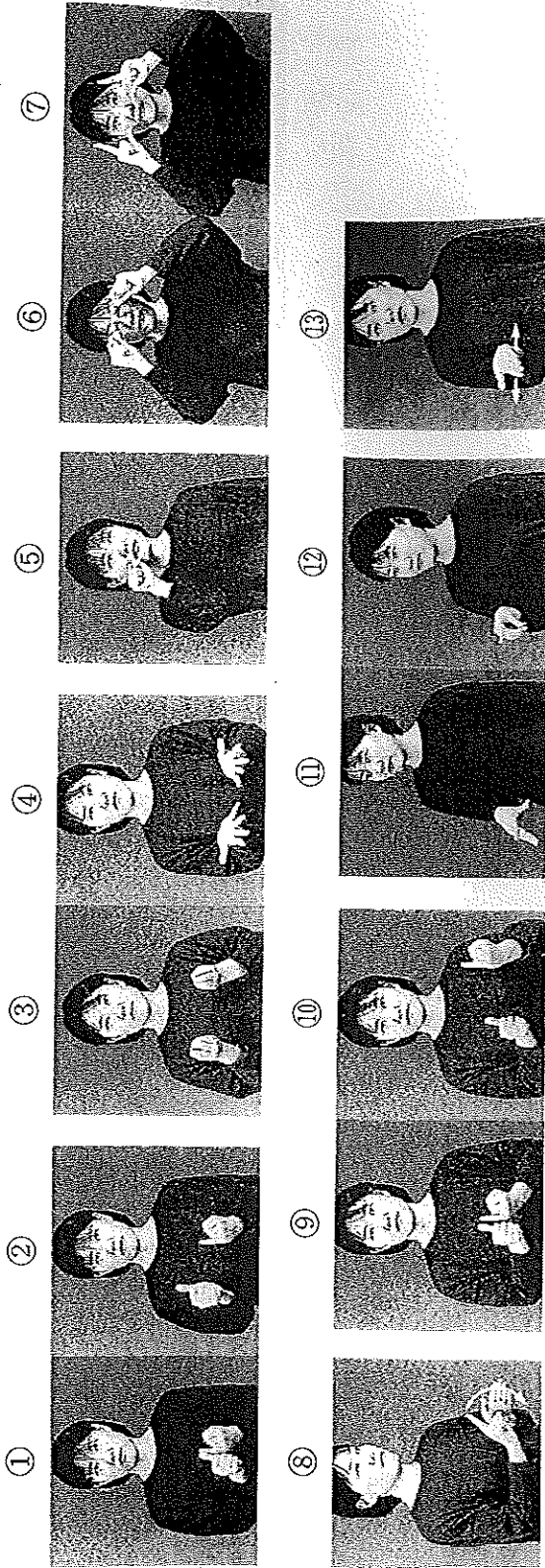
16 a 17 18 と 19 20 21 に入る手話として最も適切なものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

1.			2.		
3.			4.		

17 c 34 に入る手話として最も適切なものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。

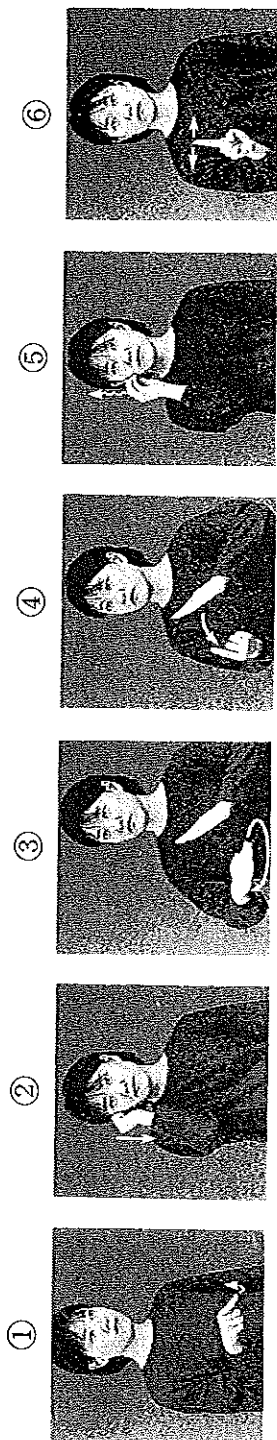
1.		2.	
3.		4.	

18 下の①～⑬の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



1. 関心がなく放^{ほう}っておいた
2. 興味はあったが遠慮していた
3. 関心がなく無視していた
4. 興味がなく手出しをしないでいた

19 下の①～⑥の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



1. きれいな庭
2. 太陽の輝き
3. 朝の楽しさ
4. 花の匂い

20 下の①～⑦の写真で示す問いの答えとして正しいものはどれか、下の四つの中から一つだけ選びなさい。



1. 花や木
2. 草や花
3. 木や草
4. 野菜や果物